

立山町障がい者計画・

(令和6年度～令和11年度)

第7期立山町障がい福祉計画・

第3期立山町障がい児福祉計画

(令和6年度～令和8年度)

令和6年3月

はじめに

立山町では、「障害の有無にかかわらず、町民皆が互いに尊重し、支え合うことにより、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるような地域社会の実現」を基本理念とした「立山町障害者計画 第6期立山町障害福祉計画・第2期立山町障害児福祉計画」を策定し、障がいのある方への福祉施策を推進してまいりました。

この間、国では「障害者基本法」の改正、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」等の障がい福祉に関する法整備が進められています。

一方、人口減少や少子高齢化の進行、介護者の高齢化、「80」代の親が「50」代の子どもの生活を支えるという 8050 問題など社会情勢の変化により、福祉に対するニーズは、ますます複雑かつ多様化しています。

このような中、「立山町障がい者計画・第7期立山町障がい福祉計画・第3期立山町障がい児福祉計画」を策定し、今後の本町の障がい福祉施策の推進に係る総合的な指針や目標値を定めました。

本計画の推進には、医療・福祉・教育等の関係機関との連携を強化するとともに、町民の皆様と行政との協働により、住み慣れた地域で安心して生活できる地域をつくりあげてまいりたいと考えておりますので、皆様には引き続き、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました策定委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただいた皆様に深く感謝を申し上げますとともに、本計画の推進に向けて、引き続き皆様のご協力をお願い申し上げます。

令和6年3月

立山町長 舟橋 貴之

目次

第1章 計画の基本的な考え方.....	1
1 計画策定の趣旨と背景.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	3
4 障がい福祉に関する法律・制度等の動向.....	3
5 用語の使い方と計画の対象.....	5
第2章 立山町の障がいのある人の現状.....	6
1 立山町の人口等.....	6
2 立山町の障がいのある人の現状.....	7
3 関係団体・事業所ヒアリング調査からみられる現状.....	13
第3章 立山町障がい者計画の推進.....	18
1 基本理念.....	18
2 基本施策.....	19
3 施策の体系.....	20
第4章 分野別施策の展開.....	21
基本施策1 障がいを理解し、共に生きるまちづくり.....	21
基本施策2 自立と社会参加の基盤づくり.....	27
基本施策3 福祉・保健・医療の充実と健康づくり.....	32
基本施策4 安心して暮らせる環境づくり.....	39
第5章 第7期立山町障がい福祉計画.....	42
1 第7期立山町障がい福祉計画の基本的な考え方.....	42
2 成果目標の達成状況.....	44
3 第7期立山町障がい福祉計画の成果目標.....	48
4 障がい福祉サービスの実績及び見込量.....	54
5 地域生活支援事業の実績及び見込量.....	63

第6章 第3期立山町障がい児福祉計画.....	69
1 第3期立山町障がい児福祉計画の基本的な考え方.....	69
2 成果目標の達成状況.....	69
3 第3期立山町障がい児福祉計画の成果目標.....	71
4 障がい児福祉サービスの実績及び見込量.....	73
第7章 計画の推進体制.....	76
1 計画の推進.....	76
2 関係機関との連携.....	76
3 計画の進行管理.....	76
資料編.....	77
1 策定の経過.....	77
2 立山町障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定委員会設置要綱....	78
3 立山町障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定委員会委員名簿....	79
4 滑川・中新川障害者地域自立支援協議会の概要.....	80
5 滑川・中新川障害者地域自立支援協議会組織図.....	81
6 管内のサービス事業所一覧.....	82

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨と背景

わが国では、国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」への署名を契機として、「障害者基本法」の改正や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律」(以下、「障害者総合支援法」という。)、 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下、「障害者差別解消法」という。)等の障がい福祉に関する法整備が進められてきました。

近年では、令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、地方公共団体や保育所・学校設置者の責務が明確化されました。また、「障害者差別解消法」の一部改正により、令和6年4月から民間事業者による“合理的配慮”の提供が義務化されます(富山県内においては、「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」の施行(平成27年4月1日)当初から義務化)。このほか、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が制定され、障がいのある人による情報の取得や利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進すること等が規定されるなどの動きもあります。

このような中、令和5年3月に国の「第5次障害者基本計画」が策定されました。共生社会の実現に向け、障がいのある人が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障がいのある人の社会参加を制約する社会的障壁を除くため、施策の基本的な方向を定めています。

以上のように、障がい福祉をとりまく状況が変化する中、令和3年3月に策定した「立山町障害者計画・第6期立山町障害福祉計画・第2期立山町障害児福祉計画」(令和3年度～令和5年度)(以下、「前回計画」という。)の計画期間が令和5年度に終了することから、前回計画の進捗を検証し、国の動向や社会情勢、障がい福祉事業に係るニーズの変化等に対応できるよう、新たに令和6年度を初年度とする「立山町障がい者計画・第7期立山町障がい福祉計画・第3期立山町障がい児福祉計画」(以下、「本計画」という。)を策定します。

2 計画の位置づけ

「立山町障がい者計画」は、「障害者基本法」第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」であり、立山町（以下、「本町」という。）における障がい者施策の基本的な考え方を明らかにし、障がい者施策の総合的な推進を目指すものです。

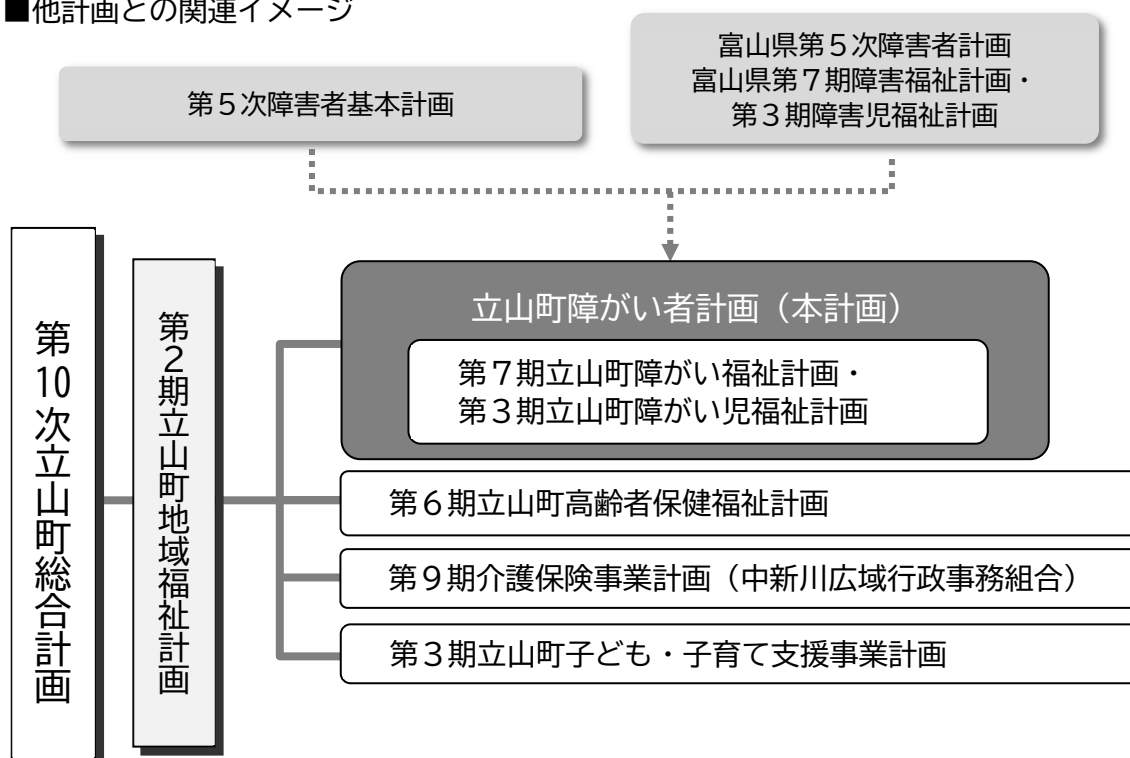
また、「第7期立山町障がい福祉計画・第3期立山町障がい児福祉計画」は、「障害者総合支援法」第88条に基づく「市町村障害福祉計画」及び「児童福祉法」第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、計画期間の各年度の障がい福祉サービス等の見込み量や提供体制を定めるものです。

本計画の策定にあたっては、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」第9条第1項の規定や、国の「第5次障害者基本計画」及び富山県の「第5次富山県障害者計画」「富山県第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」等の内容を踏まえるとともに、「第10次立山町総合計画」及び「第2期立山町地域福祉計画」等の関連性のある計画との整合性を保つものとしします。

■策定の根拠法及び計画内容

	障がい者計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
根拠法	障害者基本法 第11条第3項	障害者総合支援法 第88条第1項	児童福祉法 第33条の20第1項
内容	障がい者施策に関する基本的な事項を定める中長期的な計画	障がい福祉サービス等の提供量と提供体制を確保するための計画	障がい児通所支援等の提供量と提供体制を確保するための計画

■他計画との関連イメージ



3 計画の期間

「立山町障がい者計画」の計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間、「第7期立山町障がい福祉計画・第3期立山町障がい児福祉計画」の計画期間は、令和6年度から令和8年度の3年間とします。

ただし、社会情勢の変化等を踏まえ、見直しの必要がある際は柔軟に対応します。

■計画の期間

R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
立山町障害者計画（前回計画）			立山町障がい者計画					
第6期立山町障害福祉計画・第2期立山町障害児福祉計画			第7期立山町障がい福祉計画・第3期立山町障がい児福祉計画			第8期立山町障がい福祉計画・第4期立山町障がい児福祉計画		

4 障がい福祉に関する法律・制度等の動向

障がいのある人に関する施策は、社会情勢に合わせて、新たな法律の施行や制度の構築が行われるなど、常に変化しています。本計画は、以下の法律や、制度等を踏まえています。

■障がい福祉に関する法律・制度等の動向（平成30年以降）

年	国の主な法律・制度等	概要
平成30年	障害者基本計画（第4次）の策定	共生社会の実現に向け、障がいのある人が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援。
	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行	障がいのある人による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、個性と能力の発揮及び社会参加を促進。地方公共団体に計画策定を努力義務づけ。
令和元年	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の施行	視覚障がい、発達障がい、肢体不自由等の障がいにより、書籍など視覚による表現の認識が困難な人が対象。視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進。
	障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正	障がいのある人の活躍の場の拡大及び国及び地方公共団体の雇用状況の把握等。国及び地方公共団体に障害者活躍推進計画の作成・公表を義務づけ。

年	国の主な法律・制度等	概要
令和 2年	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正	共生社会の実現に向け、障がいのある人等を含むすべての人々が互いの個性を尊重しあう移動等の環境を整備。
令和 3年	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行	「医療的ケア児」を法律上で明確に定義し、初めて国や地方自治体等が医療的ケア児の支援を行う責務を負うことを明確化。
	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部改正	事業者に対する合理的な配慮の義務付け、国や地方公共団体の連携協力の責務、差別を解消するための支援措置の強化等を規定。
令和 4年	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部改正	障がいのある人等の地域生活や就労の支援の強化等により、障がいのある人等の希望する生活を実現するための措置。
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正	精神障がい者の権利擁護を図るものであることを明確にするとともに、地域生活の支援の強化等により精神障がい者の希望やニーズに応じた支援体制を整備。
	障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律の施行	障がいのある人による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現を推進。

5 用語の使い方と計画の対象

(1) 「障がい」の表記と計画の対象

本計画では、「障がいのある人（子ども）・ない人」という表記を用いています。ただし、法令等に規定されている用語や名称、団体・機関等の固有名称については「障害」「障害者」「障害児」の表記を用います。

また、本計画における「障がいのある人」とは、身体障害者保健福祉法に規定する身体障がい者、知的障害者福祉法にいう知的障がい者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障がい者（知的障がい者を除く）のうち18歳以上である者及び難病患者のうち18歳以上である者をいいます。

「障がいのある子ども」とは、児童福祉法に規定する障がい児及び精神障がい者や難病患者等のうち、18歳未満である者をいいます。

障害者総合支援法においては、サービスを受けることができる対象者を以下のとおりとしています。

- ・身体障害者福祉法に規定する身体障がい者
- ・知的障害者福祉法に規定する知的障がい者のうち18歳以上である者
- ・精神保健福祉法に規定する精神障がい者
- ・児童福祉法に規定する障がい児
- ・難病患者等

(2) 「圏域」の考え方について

本計画は、圏域での連携及び協働のもと、施策を推進していきます。

第4章、第5章における「圏域」とは、滑川市、立山町、上市町、舟橋村の4市町村で構成する圏域を指しています。

なお、この圏域の他にも「障害保健福祉圏域」とありますが、富山市、滑川市、立山町、上市町、舟橋村の5市町村で構成する圏域を指しています。

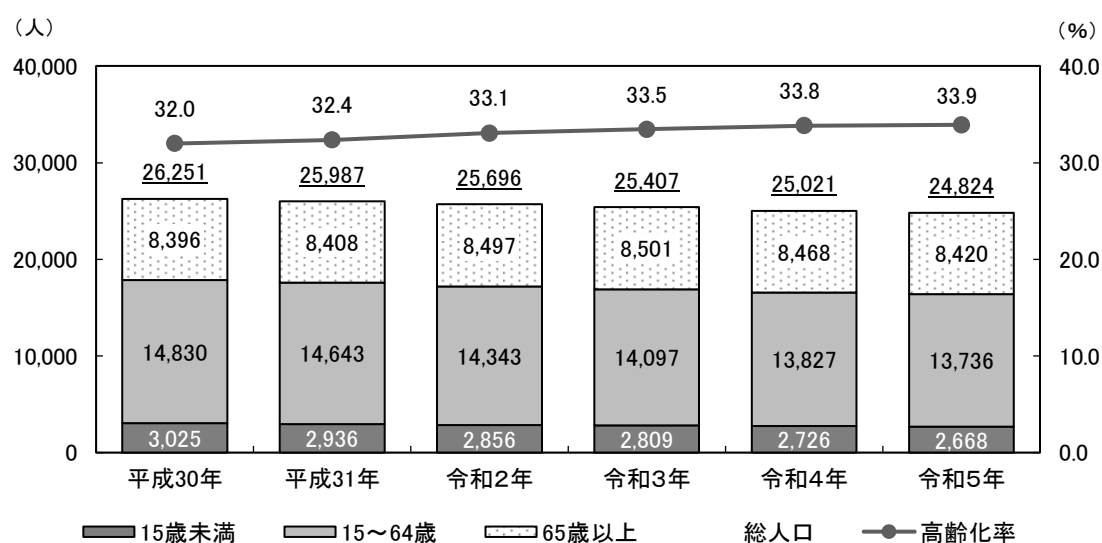
第2章 立山町の障がいのある人の現状

1 立山町の人口等

(1) 総人口及び高齢化率の推移

本町の総人口は年々減少しており、令和5年には24,824人となっています。また、年齢3区分別人口をみると、65歳未満は平成30年以降継続して減少しており、65歳以上は令和4年以降減少しています。一方で、高齢化率は平成30年から上昇を続けており、令和5年には33.9%となっています。

■年齢3区分別人口と高齢化率の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

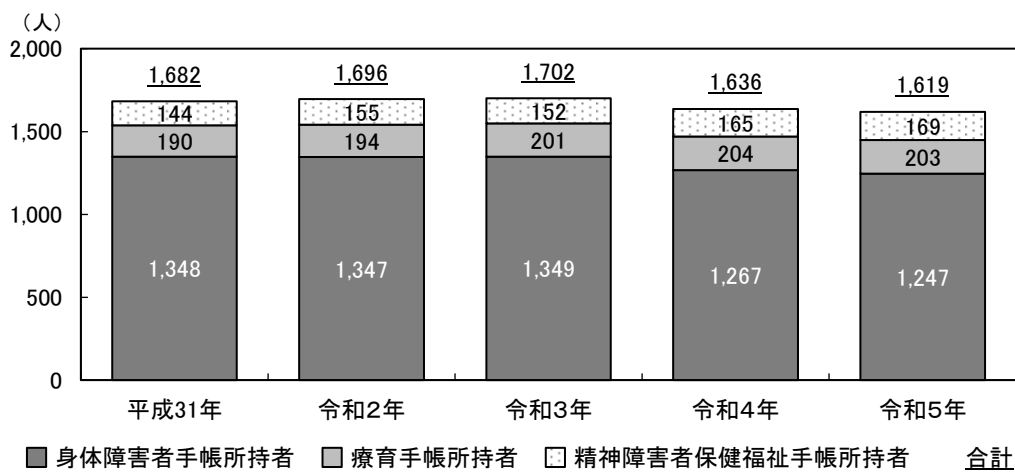
2 立山町の障がいのある人の現状

(1) 障がいのある人全体

障害者手帳所持者数全体の推移をみると、令和4年以降減少しており、令和5年時点で1,619人となっています。

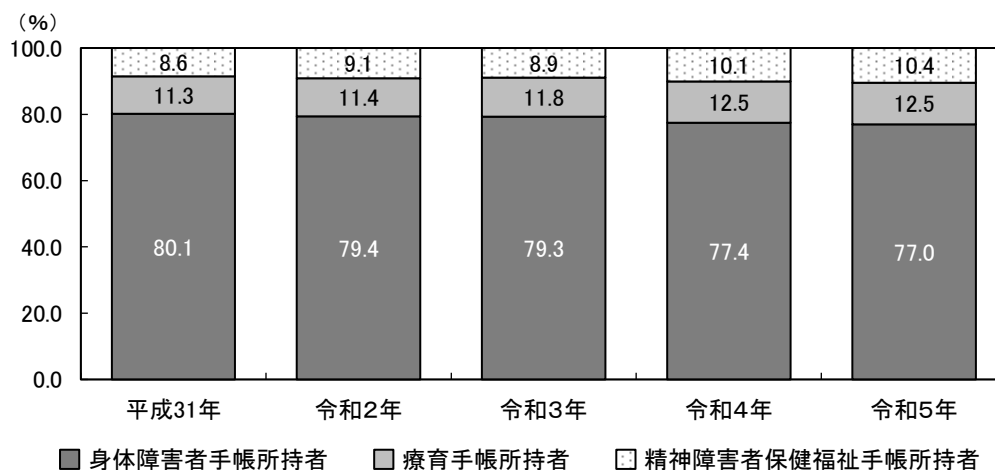
各手帳所持者数を割合でみると、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者の割合は増加傾向、身体障害者手帳所持者の割合は減少傾向にあります。

■障害者手帳所持者数の推移



資料：立山町健康福祉課（各年3月31日現在）

■各障害者手帳所持者の割合の推移



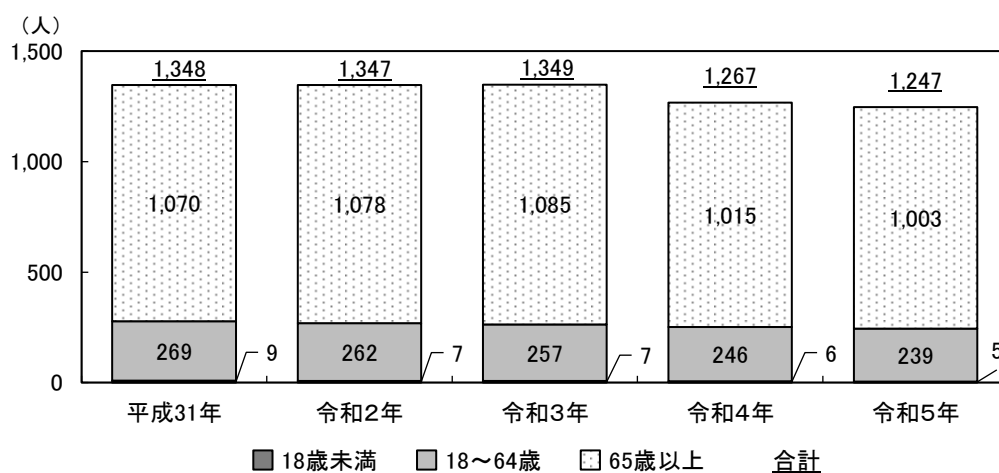
資料：立山町健康福祉課（各年3月31日現在）

(2) 身体障がいのある人

身体障害者手帳所持者数の推移をみると、令和4年以降減少しており、令和5年時点で1,247人となっています。年齢別でみると、65歳未満は平成31年以降、65歳以上は令和4年以降、継続して減少しています。

等級別でみると、平成31年以降「3級」が最も多く、令和5年時点で333人となっています。障がい種別でみると、平成31年以降「肢体不自由」が最も多く、令和5年時点で590人となっています。

■身体障害者手帳所持者数の推移



資料：立山町健康福祉課（各年3月31日現在）

■等級別 身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

	平成 31 年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	309	301	309	296	298
2級	162	168	170	171	171
3級	387	384	390	344	333
4級	344	347	339	324	317
5級	64	65	62	59	54
6級	82	82	79	73	74
合計	1,348	1,347	1,349	1,267	1,247

資料：立山町健康福祉課（各年3月31日現在）

■障がい種別 身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

	平成 31 年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
視覚障がい	64	63	63	64	61
聴覚・ 平衡機能障がい	116	117	113	109	113
音声・言語・ そしゃく機能障がい	8	10	10	10	9
肢体不自由	677	671	659	612	590
内部障がい	483	486	504	472	474
合計	1,348	1,347	1,349	1,267	1,247

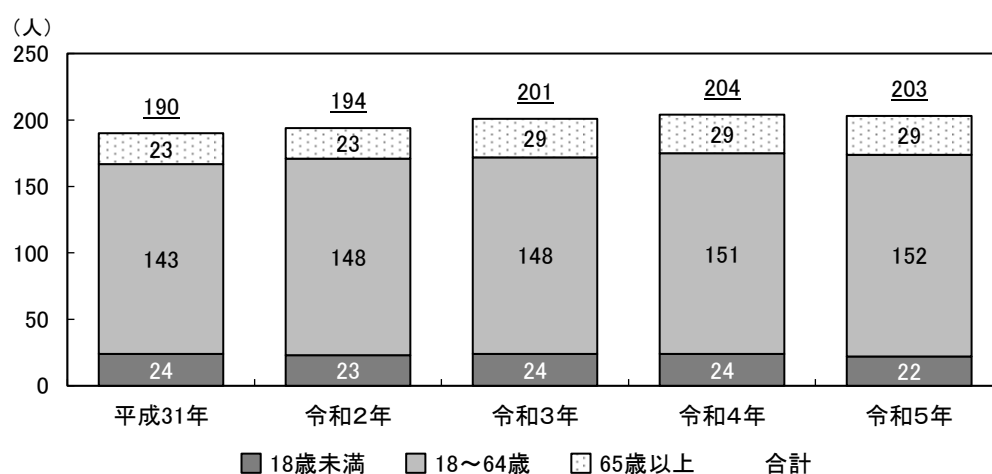
資料：立山町健康福祉課（各年3月31日現在）

(3) 知的障がいのある人

療育手帳所持者数の推移をみると、平成 31 年以降は微増で推移しており、令和 5 年時点で 203 人となっています。年齢別でみると、18 歳未満は横ばいで推移しており、18 歳以上は増加傾向がみられます。

等級別でみると、令和 5 年時点で「A（重度）」が 68 人、「B（中・軽度）」が 135 人となっています。

■療育手帳所持者数の推移



資料：立山町健康福祉課（各年 3 月 31 日現在）

■等級別 療育手帳所持者数の推移

単位：人

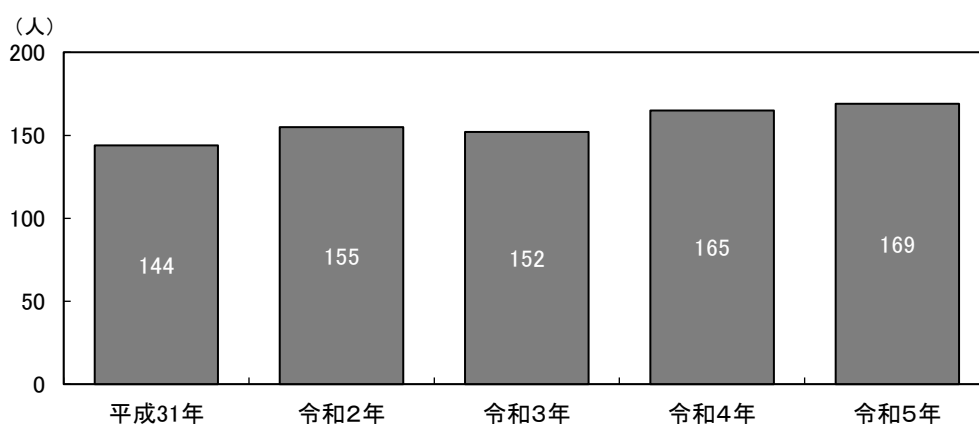
	平成 31 年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
A(重度)	64	66	68	68	68
B(中・軽度)	126	128	133	136	135
合計	190	194	201	204	203

資料：立山町健康福祉課（各年 3 月 31 日現在）

（４）精神障がいのある人

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、平成 31 年以降増加傾向にあり、令和 5 年時点で 169 人となっています。等級別でみると、令和 5 年時点で「１級」が 12 人、「２級」が 106 人、「３級」が 51 人となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：立山町健康福祉課（各年 3 月 31 日現在）

■等級別 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

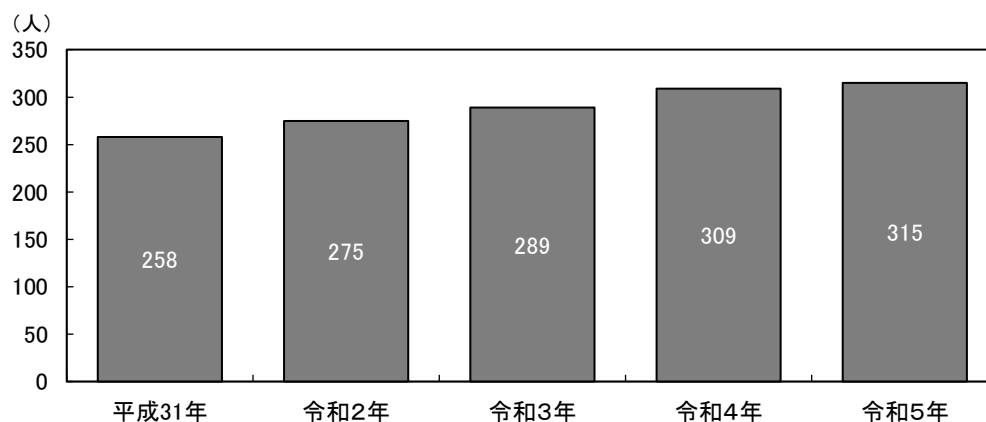
単位：人

	平成 31 年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	12	13	14	10	12
2級	97	103	96	101	106
3級	35	39	42	54	51
合計	144	155	152	165	169

資料：立山町健康福祉課（各年 3 月 31 日現在）

自立支援医療費（精神通院）受給者数の推移をみると、増加傾向で推移しており、令和5年時点で315人となっています。

■自立支援医療費（精神通院）受給者数の推移

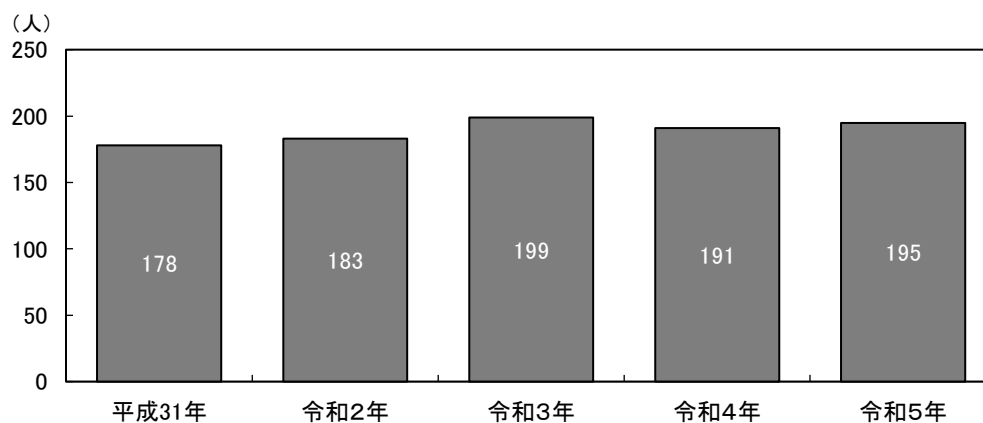


資料：立山町健康福祉課（各年3月31日現在）

（５）難病のある人

難病患者数（特定医療費受給者数）は、横ばいで推移しており、令和5年時点で195人となっています。

■難病患者数（特定医療費受給者証交付数）の推移



資料：富山県中部厚生センター（各年3月31日現在）

3 関係団体・事業所ヒアリング調査からみられる現状

(1) 調査概要

本計画の策定にあたり、障がい福祉サービス等の実態や課題などを把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として、町内の関係団体・サービス提供事業所においてヒアリング調査を実施しました。ヒアリング調査の主な概要は以下のとおりです。

調査対象	立山町で活動する障がい福祉に関わる関係団体3団体、サービス提供事業所15事業所
調査期間	令和5年9月5日～9月29日
調査手法	ヒアリングシートの配布、回収

※「n」について…グラフ中の「n」とは、number of casesの略で、各設問に該当する回答者総数を表します。

※「%」について…グラフ中の「%」は、小数点第2位以下を四捨五入しているため、単数回答の設問（1つだけに○をつけるもの）であっても、合計が100%にならない場合があります。また、複数回答の設問の場合（あてはまるものすべてに○をつけるもの等）は、「n」に対する各選択肢の回答者数の割合を示します。

(2) 調査結果（一部抜粋）

調査結果は、以下のとおりです。なお、自由回答については要約し、まとめたものを掲載しています。

① 団体活動について ※関係団体のみへの質問

団体が活動するにあたっての現在の課題について、3団体すべてが「新規メンバーの加入が少ない」「役員のなり手がいない」を選択しており、次いで「メンバーに世代などの偏りがある」が2件となっています。調査対象の3団体いずれにおいても、新規メンバーの加入が少ないこと、役員のなり手がいないことが課題となっています。

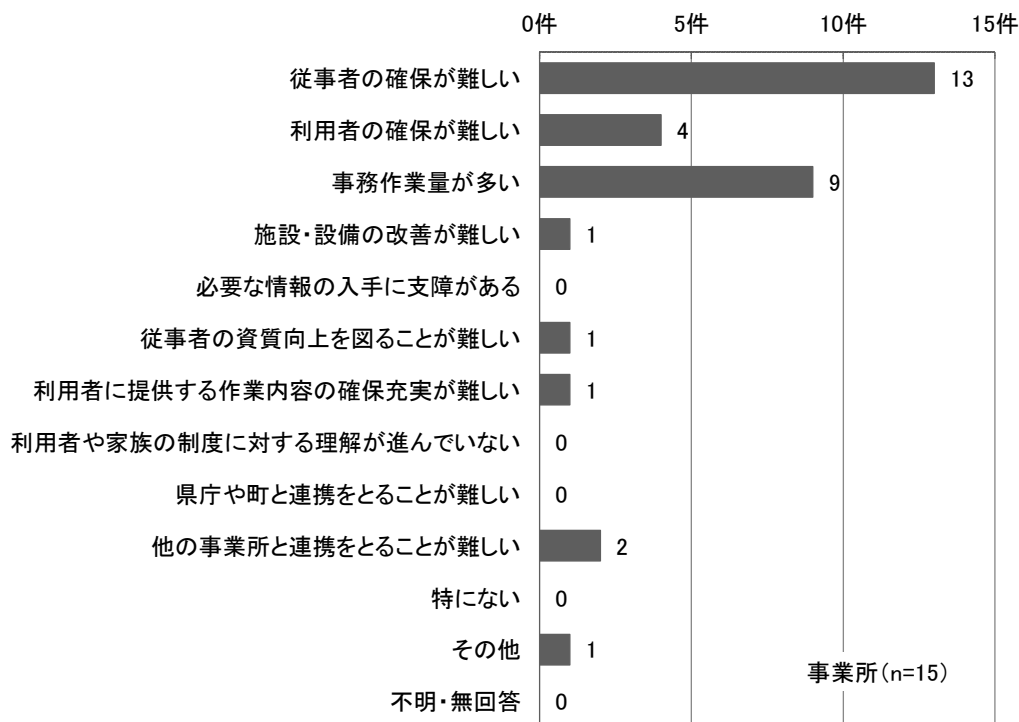
■現在の活動上の課題（複数回答）

選択肢	件数 (n=3)
新規メンバーの加入が少ない	3
役員のなり手がいない	3
メンバーに世代などの偏りがある	2
会議や活動の場所の確保に苦労する	1
活動がマンネリ化している	1
情報発信する場や機会が乏しい	1
その他（全員の高齢化）	1

② 事業所の運営について ※サービス提供事業所のみへの質問

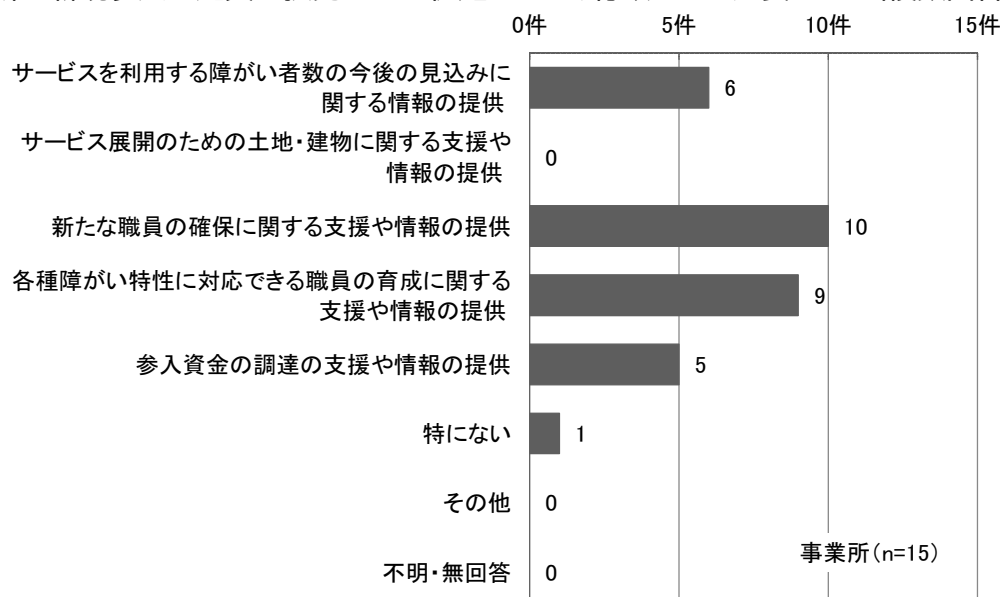
事業所が、円滑な事業運営を進めていく上で問題を感じることは、「従事者の確保が難しい」が13件と最も多く、次いで「事務作業量が多い」が9件となっています。ほとんどの事業所において、人材の確保が大きな課題となっています。

■円滑な事業運営を進めていく上で問題に感じること(複数回答)



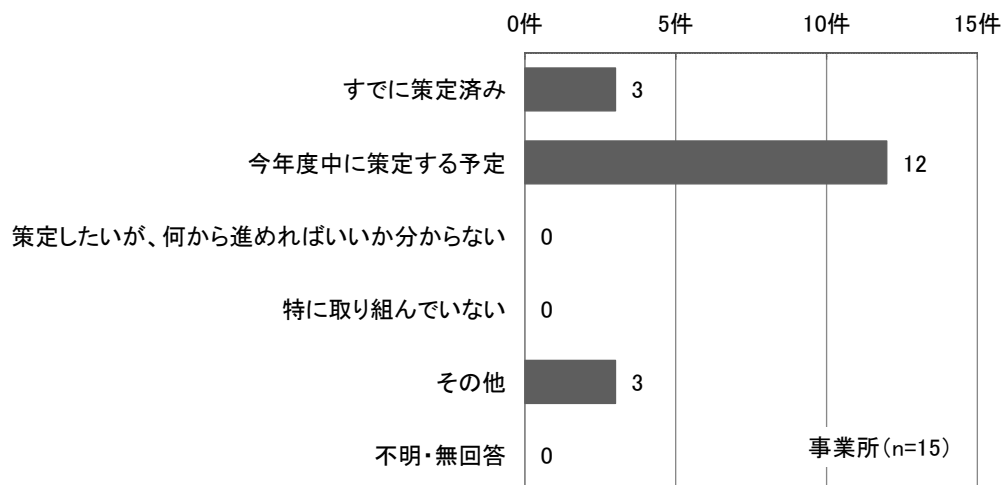
今後、本町における障がい福祉サービス等事業所の新規参入や定員の拡充などを促進するために、行政として必要なことは、「新たな職員の確保に関する支援や情報の提供」が10件と最も多く、次いで「各種障がい特性に対応できる職員の育成に関する支援や情報の提供」が9件となっています。

■事業所の新規参入や定員の拡充などの促進のため、行政として必要なこと(複数回答)



令和6年度から策定が義務化されるBCP（事業継続計画）の取り組み状況は、「今年度中に策定する予定」が12件と最も多く、次いで「すでに策定済み」「その他」がそれぞれ3件となっています。

■BCP(事業継続計画)の取り組み状況(複数回答)



③ 重点的に取り組むべき課題や不足しているサービスについて

- ・障がい福祉サービスでは、共同生活援助、計画相談事業所、相談支援事業所、行動援護などの不足の声が挙げられています。
- ・行政に求められている支援として、グループホームなどの住居を増やす際の町の積極的な支援、障がいのある子どもの早期発見・早期対応、障がいのある人の就労への支援などが求められており、アンケート等で当事者の意見聴取をしていく必要性について言及されています。
- ・ヘルパーの高齢化やなり手の不足が課題とされており、人材確保のため、住民へのヘルパーに関するPRが必要との意見が挙がっています。
- ・障がい福祉サービス提供事業所や、障がいのある人が町にいることさえ認識していない住民がおり、住民同士の理解や連携に向けて取り組んでいく必要があります。

④ 分野別の現状や課題、今後必要なサービスについて

1. 保健・医療について

- ・保健・医療に関する現状の課題として、二次障がいの増加、障がい福祉機関の専門職不足、各機関の連携不足が挙げられています。
- ・町内の医療機関が連携し、障がいのある人の受け入れを促進すること、障がいがあっても安心して暮らせる環境の確立、障がいの早期発見・早期対応、健康状態の把握の仕組みの構築などが必要とされています。

2. 生活支援サービスについて

- ・親亡き後が支援者の心配事として挙げられており、親亡き後を見据えた生活場所の確保として、グループホームの充実やヘルパー等による通院などの付き添いなどが求められています。
- ・在宅での生活のため、在宅サービスのヘルパーの派遣、バリアフリーや低所得者用の住宅の整備が求められています。

3. 相談・情報提供について

- ・相談体制について、対応する職員数や相談事業所の不足が課題として挙げられています。
- ・相談窓口については、丁寧な窓口対応や、窓口自体の情報の周知、相談支援員との連携などが求められています。
- ・その他、成年後見制度の普及や理解促進、在宅で生活する障がいのある人をはじめとした当事者に関する定期的な調査による状況把握などが必要とされています。

4. 障がいのある子どもの教育・育成について

- ・不登校児への対応や、放課後等デイサービスのあり方が課題とされています。
- ・保育所等訪問支援をはじめとして、学校・保育所等と福祉サービスの連携体制の構築や、専門家チームの相談会を実施するなどによる、質の向上が必要です。
- ・教育・育成において重要な事として、障がいのある子どもの保護者が障がいを理解すること、特性を受け入れ強みを伸ばすこと等が挙げられています。

5. 雇用・就労について

- ・賃金や採用情報の提供、関係機関の連携不足が課題として挙げられています。
- ・年に数回の障がい者施設への見学や、企業とのマッチング・コーディネート事業、採用情報の提供、関係機関の連携などが求められています。

6. スポーツ・文化芸術活動について

- ・情報の不足や、活動できる場の少なさが問題視されています。
- ・地域スポーツクラブの充実と受け入れ体制を構築し、障がいの有無に関わらず参加可能な町独自のスポーツ・文化芸術イベントの開催が求められています。
- ・スポーツ・文化芸術活動を行事や日中活動に取り入れるため、各分野で活動している団体や個人との連携も必要とされています。

7. まちづくりについて

- ・移動手段について、町内のバス、介護タクシーが少ないことが問題視されており、町独自のタクシーなどの移動手段の充実が求められています。
- ・公共施設に関しては、障がいのある人やその関係者などが、安価で利用しやすい場所の充実が求められています。

8. 障がいと障がいのある人への理解について

- ・現在、障がいの有無に関わらず参加できる交流会を実施し、地元の人とのふれあいの場を設けている団体もあります。
- ・障がいの有無に関わらず参加できるイベントを開催し、地域交流を促進することで、障がいのある人となない人の距離を縮めることが必要とされています。
- ・障がいと障がいのある人への理解を深めるため、障がいに関する情報発信や、子どもの頃からの成長段階の応じた福祉教育、ヘルプマーク・ヘルプカードの普及が求められています。

9. 地域福祉の推進について

- ・地域でのボランティア活動に関して、企業や地域全体を巻き込んだボランティア活動、障がいのある人が主体となるボランティア活動、ボランティア活動への参加意欲の醸成や機会の創出が求められています。
- ・その他に、地元の人材を発掘して児童生徒や保護者に対する講演会の実施、福祉事業所や町と連携した活動などが挙げられています。

10. 災害時の支援について

- ・実際に災害が発生した際の初動の対応、救助の求め方等を考えていない人が多いことが課題として挙げられています。
- ・事業所等も一般住民の中に入り、防災訓練を町全体で取り組むことなどが必要と考えられています。
- ・実際の災害発生時について、支援が必要な人をあらかじめ把握しておくこと、福祉避難所の充実、避難所における障がいのある人への配慮などが重要視されています。

第3章 立山町障がい者計画の推進

1 基本理念

本町では、これまで町民皆が互いに人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の実現を基本として、住み慣れた地域で障がいのある人もない人も安心して生活を送ることができるような地域社会の実現を目指してきました。

本計画では、引き続きその理念を受け継ぐとともに、共生社会の実現をより一層進めていくため、「町民の誰もが互いに尊重し、支え合い、住み慣れた地域で安心して生活できる地域共生のまち たてやま」を基本理念とし、計画を推進します。

**町民の誰もが互いに尊重し、支え合い、住み慣れた地域で
安心して生活できる地域共生のまち たてやま**



2 基本施策

基本理念に基づき、前回計画に引き続き次の4項目を基本施策として取り組みを進めます。

基本施策1 障がいを理解し、共に生きるまちづくり

障がいのある人もない人も共に支え合いながら、住み慣れた地域で、その人らしく暮らしていくことができるよう、障がいに対する偏見や差別のない地域づくりを推進します。



基本施策2 自立と社会参加の基盤づくり

障がいのある人が生きがいを感じながら、社会の一員として様々な活動に参加する機会を確保するとともに、一人ひとりの状態に応じて、地域で自分らしく自立した生活を送ることができるよう支援します。



基本施策3 福祉・保健・医療の充実と健康づくり

ライフステージに応じた適切な支援を、切れ目なく受けることができる体制の整備や障がいの特性を踏まえ、個々のニーズに的確に対応できるような施策を推進します。



基本施策4 安心して暮らせる環境づくり

障がいのある人もない人も暮らしやすいまちにするため、快適で生活しやすい環境の整備や防災・安全対策の充実に努めます。



3 施策の体系

基本施策	施策の方向性	具体的な取り組み
1 障がい者を理解し、共に生きるまちづくり	(1) 障がいの理解促進	①啓発と情報発信
		②福祉教育の充実
		③ボランティア活動の推進
	(2) 障がいのある人の権利擁護の推進	①権利擁護の基盤整備
		②虐待防止への取り組み
		③権利を守る各種制度の普及と利用促進
	(3) 社会参加活動の促進	①交流活動の促進と支援
		②文化芸術・スポーツ活動の充実
		③生涯学習機会の充実
2 自立と社会参加の基盤づくり	(1) 障がいのある子どもの教育・育成の充実	①早期発見・早期療育の基盤整備
		②教育体制の充実
		③医療的ケア児への支援体制整備
	(2) 障がいのある人の就労・雇用支援	①就労・雇用に関する情報提供
		②関連機関の連携体制構築
		③就労・雇用環境の基盤整備
	(3) 情報バリアフリーの促進	①情報アクセシビリティの向上
		②意思疎通支援の充実
3 福祉・保健・医療の充実と健康づくり	(1) 相談支援体制の強化	①各種相談サービスの充実
		②相談支援体制の連携強化
	(2) 障がい福祉サービスの充実	①住まいの支援
		②生活支援サービスの充実
		③各種経済支援の利用促進
		④障がいのある人の家族支援
	(3) 対象別の支援	①難病患者などに対する支援
		②発達障がいのある人への生活支援策の検討
		③強度行動障がいのある人への支援
	(4) 保健・医療対策の充実	①発症予防・重度化予防のための支援
		②保健・医療等関係機関の連携体制構築
4 安心して暮らせる環境づくり	(1) 住みよい生活環境の整備	①バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の促進
		②移動支援の充実
	(2) 防災・安全対策等の充実	①防災対策の推進
		②防犯体制の確立
		③防災・防犯意識の普及・啓発

第4章 分野別施策の展開

基本施策1 障がいを理解し、共に生きるまちづくり

(1) 障がいの理解促進

【現状と課題】

- ・令和5年3月に策定された国の「第5次障害者基本計画」の基本理念では、「障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去する」という文言が新たに追加されました。
- ・本町では、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数に増加傾向がみられ、今後より一層、障がいと障がいのある人への理解を進める必要性が高まっています。
- ・事業所へのヒアリング調査結果によると、地域交流やイベント、情報発信、教育などによる理解の促進が求められています。
- ・本町では、これまで町民の理解を深めるため、障害者週間や各種行事などで広報活動を行ってきました。今後はさらに、障がいのある人のニーズや現状抱えている問題などを把握し、全町民がより一層理解を深めるための取り組みを進めて行く必要があります。

【今後の取り組み】

- ・障がいや障がいのある人に関する広報啓発活動や、福祉教育の充実により、正しい認識の普及に努めます。
- ・障がいのある人もない人も積極的に交流できる地域活動やボランティア活動などを推進し、「地域共生社会」の実現に向けた仕組みづくりを進めていきます。



【具体的な取り組み】

(○…前回計画からの継承 ★…本計画からの新規事業)

取り組み	内容	担当課
①啓発と情報発信	○障がいや障がいのある人に対する正しい認識と理解が広く浸透するよう、町広報紙「広報たてやま」、町ホームページ、X（旧 Twitter）などのSNS等を活用し、障がいや障がい福祉サービスについての広報活動に努めます。 ○12月3日～9日の「障害者週間」等の各種行事を中心に、障がい者支援施設、障がい者団体、ボランティア団体、町民がふれあうことで啓発活動を支援します。 ○障がい福祉サービス等を利用する障がいのある人に対し、手続き等について説明したパンフレットを配布し、わかりやすく制度の周知や情報発信に努めます。また、内容の修正等がある場合は速やかに対応します。 ○町内行事等において、障がいのある人が製作した製品の展示・販売等や、障がいの疑似体験ができるイベント等を行い、障がいや障がいのある人に対する町民の意識の向上に努めます。	健康福祉課
②福祉教育の充実	○教育委員会と連携し、家庭、地域、学校において子どもたちが学ぶ機会や体験する場をつくるなど福祉教育の充実に努め、障がいの特性等の理解を深めるとともに、障がいのある人に対する思いやりの心の育成に努めます。	健康福祉課
③ボランティア活動の推進	○障がいのある人のニーズに応じたボランティア活動を推進し、支援体制の整備や情報発信に努めます。 ○町民がボランティア活動への参加を通じて、障がいのある人が抱える問題に対して理解を深められるよう支援します。 ○アンケートの実施などを通じてボランティア参加者のニーズ等を把握し、活動内容の充実に努めます。	健康福祉課

(2) 障がいのある人の権利擁護の推進

【現状と課題】

- ・平成 27 年に国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」では、「誰一人取り残さない」という理念が掲げられています。誰もが相互に尊重し合える社会となるよう、町民一人ひとりの正しい理解と意識を高めていく必要があります。
- ・当事者団体へのヒアリング調査では、「成年後見制度」について制度の普及や理解促進を求める声が挙がっています。
- ・障がいのある人への虐待の加害者にはその自覚がないこともあるため、意識の醸成が必要です。

【今後の取り組み】

- ・町広報紙「広報たてやま」や町ホームページなどを利用し、町全体で障がいのある人の権利利益の保護に対する意識の向上に努めていく必要があります。
- ・富山県の「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」を踏まえて、制度改革や社会情勢の変化などに対応し、障がいのある人の権利と尊厳を守るための各施策に取り組んでいきます。



【具体的な取り組み】

(○…前回計画からの継承 ★…本計画からの新規事業)

取り組み	内容	担当課
① 権利擁護の基盤整備	○障害者差別解消法の施行に伴い制定した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する立山町職員対応要領」に基づき、職員研修会を定期的に行い、障がいのある人への適切な対応に努めます。	健康福祉課
② 虐待防止への取り組み	○障がいのある人に対する虐待の発生を未然に防ぐため、滑川・中新川障害者地域自立支援協議会等と連携し、相互の情報共有を行うなど、保護を要する人の把握に努めます。 ○障がいのある人に対する虐待の疑いがある場合、本町が作成した「養護者における障害者虐待対応フローチャート」を用いて緊急性を判断し、必要に応じて安否確認や一時保護を行います。 ○障がいのある人に対する虐待が発生した場合、迅速かつ適切な対応ができるよう、関係機関との連携を強化するとともに、再発防止対策に努めます。 ★町広報紙「広報たてやま」、町ホームページを利用し、「障害者虐待防止法」などの普及・啓発を行い、障がいのある人への虐待防止に努めます。	健康福祉課
③ 権利を守る各種制度の普及と利用促進	○利用手続や金銭管理などを支援する制度である成年後見制度やその利用方法の普及、適切な利用の促進に努めます。 ○障がいのある人の権利や尊厳が侵されることなく、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう成年後見制度を活用し、意思決定支援の促進に努めます。 ★町社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業により、知的障がいのある人、精神障がいのある人などが地域において安心して自立した生活を送れるよう支援します。	健康福祉課

(3) 社会参加活動の促進

【現状と課題】

- ・平成 30 年 6 月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、障がいのある人による芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとされています。
- ・当事者団体・事業所へのヒアリング調査によると、文化芸術活動やスポーツ活動への参加への課題として、高齢化による参加者の減少、情報発信不足などが挙げられています。
- ・近年、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、スポーツ大会が中止になるなど行事が縮小されていたため、今後は芸術作品の展示なども併せて、様々な活動による障がいのある人の社会参加の促進が求められます。
- ・令和元年 6 月には、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が施行され、障がいのある人も読書に親しむことのできる読書環境の整備を進めていく必要があります。

【今後の取り組み】

- ・障がいのあるなしに関わらず交流可能なイベント等を推進し、障がいと障がいのある人への理解へとつなげます。
- ・事業所等と連携し、障がいのある人があらゆる分野の活動に参加できるような機会の充実に努めます。
- ・障がいのある人の生涯学習環境の整備・充実を進めます。



【具体的な取り組み】

(○…前回計画からの継承 ★…本計画からの新規事業)

取り組み	内容	担当課
① 交流活動の促進と支援	○障がいのある人となない人の相互理解に努めるため、ふれあいや交流を重視した施策を推進するとともに、町イベント等の周知に努めます。 ○日中の憩いの場の提供や相談支援、創作活動、または生産的活動の機会の提供、社会との交流促進などを行う場である地域活動支援センターの一層の活用に努めます。 ★当事者団体同士の交流を促進するための機会の確保に努めます。	健康福祉課
② 文化芸術・スポーツ活動の充実	○障害者社会参加支援事業として、各種軽スポーツ等によるレクリエーション交流会やミュージックケア等を開催し、障がいのある人が社会活動に親しむことができるよう、参加機会の確保に努めます。 ○町民文化祭や障害者週間等において、障がいのある人の作品を展示するなど文化芸術活動を支援します。 ○障がいのある人が安全にスポーツや文化芸術活動に参加できるよう、体育施設や文化施設等の情報収集と情報発信に努めます。	健康福祉課
③ 生涯学習機会の充実	★生涯学習施設を活用した学習機会の充実に努めます。 ★ボランティアによる対面読書の実施や録音図書・点字図書の製作等、視覚障がいや聴覚障がいに配慮した読書環境の整備に努めます。	教育課

基本施策2 自立と社会参加の基盤づくり

(1) 障がいのある子どもの教育・育成の充実

【現状と課題】

- ・令和5年4月に施行された「こども基本法」では、障がいのある子どもについても、希望する支援を適切に受けられるような体制整備が求められています。
- ・事業所へのヒアリング調査によると、子どもの教育・育成について、学校や保育所との連携が求められており、連携体制の構築に努めるとともに、それぞれのニーズに応じて切れ目のない支援を提供していく必要があります。
- ・「医療的ケア児支援法」が令和3年9月に施行されました。日常的に医療的ケアを必要とする子どもが平等に保育・教育が受けられるよう、支援環境の整備や関係機関等との連携、地域一体となって支援することが求められます。

【今後の取り組み】

- ・関係機関等と連携し、ライフステージやそれぞれの障がい特性等に配慮しながら、障がいのある子ども一人ひとりのニーズに沿ったきめ細やかな支援を提供します。
- ・医療的ケアを必要とする子どもが平等に保育・教育が受けられる環境づくりに努めます。



【具体的な取り組み】

(○…前回計画からの継承 ★…本計画からの新規事業)

取り組み	内容	担当課
①早期発見・早期療育の基盤整備	○保育所(園)及び認定こども園等において障がい児保育を実施します。ハートフル研修(障がい児保育についての研修)参加等による保育士等の人材育成、保育士の加配、障がいのある子どもとない子どもの交流などを通じて、早期支援と保育の充実に努めます。 ○妊娠期や乳幼児期からの各種健康診断、妊娠届出時の面接や妊婦訪問、保健指導、育児相談等を充実するとともに、医療関係機関や庁内関係部署との連携を強化し、障がいのある子どもやその保護者に対する早期からの継続的療育支援や相談支援体制の充実に努めます。	健康福祉課 保健センター
②教育体制の充実	○支援を必要とする子どもに対して、通級による指導、特別支援学級などの場を適切に設置し、必要なニーズに応じたきめ細かい対応に努めます。 ○必要度の高い小・中学校にスタディ・メイトを配置し、適切に子どもと関わることで、一人ひとりの教育ニーズに応じた適切な支援を提供します。 ★立山町教育センターに配置されている町特別支援教育コーディネーターを中心として、特別支援教育の体制整備を進めます。 ○障がいのある子どもとない子どもとの交流及び共同学習などを通じて、思いやりの心を育む福祉教育を推進します。 ★病気療養児の支援の充実に向け、長期欠席時でもICTを活用した学習環境の整備に努めます。	教育課
③医療的ケア児への支援体制整備	★学校と医療機関の連携体制を強化し、安心安全な学習環境の整備に努めます。 ★町内において、医療的ケアを必要としている子どもの状況を把握し、医療的ケア児及びその家族への適切な支援体制および対策を検討します。	教育課 健康福祉課

(2) 障がいのある人の就労・雇用支援

【現状と課題】

- ・令和5年から障害者手帳所持者の法定雇用率が民間企業等においても段階的に引き上げられ、令和8年には2.7%となります。
- ・令和3年5月に「障害者差別解消法」が改正され、事業所による障がいのある人への合理的配慮の提供が令和6年4月より義務化されます（富山県内においては、県条例の施行（平成28年4月1日）により義務化）。
- ・事業所へのヒアリング調査によると、就労・雇用に関する適切な方法での情報発信が求められています。
- ・関係機関と連携し、雇用や就労の機会を拡充、環境の整備、情報発信に努めていく必要があります。

【今後の取り組み】

- ・障がいのある人が就労・雇用に関する情報を適切に入手できるよう、多様な手段での提供に努めます。
- ・関連機関との連携体制を構築し、適切な支援の提供、就労環境整備を行います。



【具体的な取り組み】

(○…前回計画からの継承 ★…本計画からの新規事業)

取り組み	内容	担当課
①就労・雇用に関する情報提供	○障がいのある人が就業相談を行う場である障害者就業・生活支援センターや、ハローワークなどと連携し、引き続き障がいのある人の就労・雇用に関する情報の提供に努めます。 ○広報紙「広報たてやま」や町ホームページ等を通じて、就労・雇用に関する利用可能なサービスや制度を引き続き周知します。	健康福祉課
②関連機関の連携体制構築	○サービス提供事業所の利用者について、ハローワークや相談支援事業所などの関係機関と情報共有に努めます。 ○一般就労した人に、就労に伴う生活面の課題に対して、就労が継続するように就労先・自宅等への訪問や必要な連絡調整・助言などが行えるような支援体制の整備に努めます。	健康福祉課
③就労・雇用環境の基盤整備	○滑川・中新川障害者地域自立支援協議会「就労・日中活動支援部会」において、各関係機関との連携のもと、作成した障がい者就労施設の製品を紹介する「買って応援マップ」等により、町民や障がいのある人に対し、障がい者就労施設のPRに努めます。 ○町イベント等における就労系のサービス事業所の営業及び販売機会の拡大を通じ、利用者の就労意欲の向上に努めます。 ○「障害者優先調達推進法」に基づき策定した調達方針に沿って、物品調達等の推進に努めます。 ○就労に関する障がい福祉サービスを提供する事業所の確保に努めます。 ★「合理的配慮」を実践できる体制整備のため、事業所や職員を対象として、様々な障がい特性に配慮したサポート体制整備に努めます。	健康福祉課

(3) 情報バリアフリーの促進

【現状と課題】

- ・令和4年5月に、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進法」が施行されました。この法律は、障がいのある人があらゆる分野の活動に参加するための情報の取得や意思疎通に係る施策を総合的に推進することを目的としています。
- ・本町では、手話通訳者・要約筆記者派遣事業を実施していますが、今後もさらに事業を拡充し、取り組みを進めて行く必要があります。

【今後の取り組み】

- ・ホームページなどの情報提供方法の工夫により、情報アクセシビリティの向上に努めます。
- ・手話通訳者・要約筆記者派遣事業を拡充し、様々な場面において、情報入手や意思疎通の障壁の無いまちづくりを行います。

【具体的な取り組み】

(○…前回計画からの継承 ★…本計画からの新規事業)

取り組み	内容	担当課
① 情報アクセシビリティの向上	★町ホームページを、利用しやすく分かりやすい表示や操作方法、色覚異常のある人などへ配慮したホームページとし、情報提供の充実に努めます。 ★各種の交流活動や事業に手話通訳者や要約筆記者を派遣し、意思疎通を支援します。	健康福祉課
② 意思疎通支援の充実	★障がいのある人や音声もしくは言語の機能に障がいがある人に対して、手話通訳者、要約筆記者を派遣し、行政機関、医療機関、事業所等での意思伝達を支援します。 ★手話奉仕員養成講座への参加を促進し、意思疎通支援のための人材育成に努めます。	健康福祉課

(1) 相談支援体制の強化

【現状と課題】

- ・事業所へのヒアリング調査によると、相談に対応する職員や、相談事業所の不足が課題として挙げられています。
- ・本町では、これまで相談事業所や富山県中部厚生センターなどの関係機関と連携をとりながら相談に応じ、適切なサービスへつなげてきました。
- ・今後は量と質を拡充し、障がいのある人が地域で生活するために必要なサービスを計画的に活用できるよう、相談体制を整備する必要があります。

【今後の取り組み】

- ・相談支援の量と質を拡充し、それぞれのライフステージや障がい特性に応じた相談支援体制を構築します。
- ・個々の状況に応じた適切な対応がとれるよう、関係機関とより一層の連携に努めます。



【具体的な取り組み】

(○…前回計画からの継承 ★…本計画からの新規事業)

取り組み	内容	担当課
①各種相談サービスの充実	○身近な地域で生活に関する相談や障がい福祉サービス等利用のための支援が受けられるよう、元気交流ステーションで引き続き定期的にサテライト型の相談会を開催します。 ○障害者総合支援法に基づくサービスの支給決定にあたり、相談支援専門員による個々の支援計画の作成を通じて、総合的なケアマネジメントを推進します。	健康福祉課
②相談支援体制の連携強化	○本町の担当窓口だけでなく、町が委託している「新川会 地域生活相談室」や「地域生活支援センター自然房」において、個々の相談に応じていきます。 ○悩みごとや心配ごとを気軽に相談できる身近な相談支援窓口として設置している、身体障害者相談員や知的障害者相談員との連携を深め、引き続き相談しやすい体制づくりに努めます。 ○障がい担当部署において保健師等の専門職を配置し、専門的な相談に対応できる体制づくりに努めます。また、関係機関との連携体制の充実と相談支援体制の強化に努めます。 ○発達障がい、高次脳機能障がい、難病患者等様々な障がい特性や置かれている状況に応じた相談支援体制の構築に努めます。また、富山県中部厚生センターと連携し、難病患者への相談支援サービスの内容等、情報発信に努めます。 ○障がい福祉サービスから介護保険サービスへ、スムーズに移行できるよう、切れ目のない相談支援を行います。	健康福祉課

(2) 障がい福祉サービスの充実

【現状と課題】

- ・当事者団体・事業所へのヒアリング調査によると、親亡き後の生活場所等への心配の声
が挙がっており、グループホームの充実や、障がい者用住宅の確保が求められています。
- ・国の「第5次障害者基本計画」では、ヤングケアラーをはじめとする家族支援を進める
方向性が新たに盛り込まれています。
- ・本町では、これまで関係機関との連携体制のもと、町独自の福祉助成も併せて実施して
きました。
- ・障がいのある人の地域生活やその家族を支えるため、一人ひとりの障がい特性や障がい
の状態、生活実態等に応じた支援が求められるため、多様なニーズに対応する生活支援
体制の整備や福祉サービスの量的・質的な充実が必要です。

【今後の取り組み】

- ・障がいのある人やその家族が、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、
必要な障がい福祉サービスの適切な提供に努めます。
- ・障がい福祉サービスの提供に加えて、各種経済支援の提供と利用促進を行います。



【具体的な取り組み】

(○…前回計画からの継承 ★…本計画からの新規事業)

取り組み	内容	担当課
①住まいの支援	○市内の富山型デイサービスにおいて、年齢や障がいの有無に関わらず、子どもから高齢者までが同じ場で、それぞれが適切なサービスの提供が受けられるよう、支援します。 ★グループホームのサービス提供体制の整備に努めます。 ★グループホーム等の施設の整備を検討します。	健康福祉課
②生活支援サービスの充実	○障がいの程度や種別に応じた補装具や日常生活用具の給付などを活用し、障がいのある人や難病のある人の日常生活の利便性の向上に努めます。 ○医療費助成や各種手当等、障がいのある人の生活の質の維持や、経済的自立に欠かすことのできない生活支援サービスのより一層の充実に努めます。 ○障がいのある人の能力や適性に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて実施する地域生活支援事業の充実に努めます。	健康福祉課
③各種経済支援の利用促進	○障害者福祉金や外出支援等による交通運賃助成など、各種福祉サービスの利用促進に努めます。 ★特別障害者手当や特別児童扶養手当等、各種手当の周知・利用促進に努めます。	健康福祉課
④障がいのある人の家族支援	○日中一時支援事業や短期入所等の障がい福祉サービスの利用を促進し、ヤングケアラーをはじめとする障がいのある人やその家族の介護負担の軽減に努めます。	健康福祉課

(3) 対象別の支援

【現状と課題】

- ・国の第5次障害者基本計画において、「障がい特性等に配慮したきめ細かい支援」が横断的視点として位置づけられ、強度行動障がいのある人の支援体制の整備に取り組む必要性についても新たに追記されました。
- ・事業所へのヒアリング調査においても、強度行動障がいのある利用者へのサービス提供に関して、人員不足や他の利用者との関係性など、様々な課題が挙げられています。
- ・一人ひとりの障がい特性や障がいの状態、生活実態等に応じた支援が求められており、中でも今後は強度行動障がいのある人のニーズも把握し、多様な人が利用できる支援体制を整備していくことが重要です。

【今後の取り組み】

- ・それぞれの障がい特性や障がいの状態、生活実態等に応じた支援が提供可能な体制を構築します。
- ・関係機関と連携し、今後の各支援体制について、検討を行います。

【具体的な取り組み】

(○…前回計画からの継承 ★…本計画からの新規事業)

取り組み	内容	担当課
① 難病患者などに対する支援	★障がい福祉サービスの情報提供を行い、難病患者等の利用を支援します。 ★保健、医療及び福祉の連携を強化し、きめ細やかな支援体制の整備に努めます。	健康福祉課
② 発達障がいのある人への生活支援策の検討	★「発達障害者支援法」を踏まえ、国・県との連携による発達障がいのある人への支援策を検討します。	健康福祉課
③ 強度行動障がいのある人への支援	★強度行動障がいのある人を受け入れる事業所の実態を把握し、支援策を検討します。 ★強度行動障がいのある人の対応について、圏域で支援策を検討します。	健康福祉課

(4) 保健・医療対策の充実

【現状と課題】

- ・ 充実した生活を送るための基本は健康であり、疫病予防、リハビリテーション、在宅ケアなどの途切れない支援体制づくりや、障がいの予防や早期発見、早期対応のための体制の充実、医療機関等の関係機関との連携が求められます。
- ・ 本町では、これまで各種健診や検診、相談などを行い、医療機関等と連携し、適切な医療とともに疫病予防や介護予防、健康づくりに取り組んできました。
- ・ 事業所へのヒアリング調査によると、関係機関との連携不足や、障がい児の発見・対応の遅れによる二次障がいが問題視されています。
- ・ 令和4年12月に改正された「障害者総合支援法」では、精神障がいのある人のニーズにも応じた支援体制の整備強化が示されています。
- ・ 障がいのある人が地域で生活していくため、これまで以上に取り組みを進めて行くとともに、心身の機能維持や健康づくりにおいて、地域住民が理解を深め、障がいのある人とその家族を地域で支える社会づくりを進めて行く必要があります。

【今後の取り組み】

- ・ 関係機関との連携体制を充実し、生涯にわたり、健康で安心して暮らしていくため、それぞれのライフステージや個別の状況に応じた対策を講じます。
- ・ 在宅で生活する障がいのある人の適切な健康管理を支援する取り組みの充実や、障がいのある人に対する地域住民の理解を深める施策に取り組み、健康意識の普及啓発に努めます。



【具体的な取り組み】

(○…前回計画からの継承 ★…本計画からの新規事業)

取り組み	内容	担当課
①発症予防・重症化予防のための支援	○障がいの原因となる疾病の予防、早期発見及び早期対応のため、妊娠期から関係機関との連携を強化し、健康診査、訪問、相談指導等を効果的に推進するとともに、支援体制の充実に努めます。 ○健康づくりを支援するため、県や近隣市町村と連携し、健診の必要性への意識づけや受診勧奨を行うとともに、健診後のフォロー体制の充実に努め、早期治療や重症化予防に努めます。 ○「立山町（第3次）ヘルスプラン」に基づき、「健康寿命の延伸」と「健康格差の縮小」を基本目標とした健康づくり、望ましい生活習慣の確立及び生活習慣病の発症予防と重症化予防に努めます。 ★精神障がいのある人の増加に対応し、心の健康づくりに関する啓発と知識の普及に努めます。	健康福祉課 保健センター 住民課
②保健・医療等関係機関の連携体制構築	○障がいのある人が必要な医療や医学的リハビリテーションを受けられるよう、医療機関情報の提供と連携に努めます。 ○保健、医療及び福祉のネットワークづくりを推進し、障がいのある人の地域生活支援の充実に努めます。	住民課 健康福祉課

基本施策4 安心して暮らせる環境づくり

(1) 住みよい生活環境の整備

【現状と課題】

- ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」では、建築物、公共交通機関、道路、路外駐車場、都市公園などを新設または改築する場合は、移動等円滑化基準への適合が義務づけられています。令和2年の改正においては、市町村による「心のバリアフリー」の推進に関する事項が盛り込まれました。
- ・事業所へのアンケート調査によると、まちづくりに関して、移動手段の不便さや不足が特に問題視されています。
- ・本町では、障害者住宅改善費の助成や、コミュニティバスやタクシー等の助成などを行っており、障がいのある人の住みやすいまちづくり、社会参加の促進のため、引き続き支援を拡充していく必要があります。

【今後の取り組み】

- ・誰もが安全で安心して社会生活を続けられるよう、住宅や道路などのバリアフリー化等を推進するとともに、公共交通機関・移動手段等の確保に取り組みます。

【具体的な取り組み】

(○…前回計画からの継承 ★…本計画からの新規事業)

取り組み	内容	担当課
①バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の促進	○重度障害者住宅改善費補助事業などの福祉サービスを周知し、活用することにより、障がいのある人の居住環境の改善を促進します。 ○関係機関と連携し、ユニバーサルデザインを導入した公共施設や道路等の整備を行うことにより、生活環境の向上と安全性の確保に努めます。	健康福祉課
②移動支援の充実	○公共交通関係者や近隣市町村と連携してコミュニティバス、タクシー等公共交通機関の維持及び整備を行うことにより、交通弱者が生まれないような環境づくりに努めます。	健康福祉課

(2) 防災・安全対策等の充実

【現状と課題】

- ・令和3年5月に「災害対策基本法」が改正され、避難行動要支援者ごとの「個別避難行動計画」の作成が努力義務となりました。
- ・本町では、災害時に障がいのある人が周囲の支援を受けながら速やかに避難できるよう「災害時避難行動支援者名簿」を作成し、民生委員・児童委員や区長などと情報を共有することで、いざという時に備える取り組みを行っています。
- ・また、地域で暮らす支援が必要な障がいのある人やその他の要支援者の情報を把握するため、「立山町要援護者登録台帳」を本町独自で作成しています。
- ・関係団体・事業所へのヒアリング調査によると、災害時の障がい特性に合わせた支援や、災害訓練への地域全体での取り組みなどが必要とされています。
- ・「避難行動支援者名簿」制度や「立山町要援護者登録台帳」について、障がいのある人やその家族、地域住民等へ周知するとともに、理解と登録を促進し、災害時の避難行動を事前に確認しておくことが必要です。
- ・障がいのある人をねらった悪徳商法等の消費者被害や、障がいのある人に対する性犯罪等への対応を進めて行く必要があります。

【今後の取り組み】

- ・「立山町地域防災計画」等に基づき、災害時も障がいのある人が安全に安心して暮らせる支援体制の整備を推進します。
- ・防犯知識の周知や情報提供、地域における防犯体制の強化等、犯罪被害を未然に防ぐための取り組みの充実に努めます。



【具体的な取り組み】

(○…前回計画からの継承 ★…本計画からの新規事業)

取り組み	内容	担当課
①防災対策の推進	○国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、家族の理解を得ながら「災害時避難行動要支援者名簿」の周知・登録促進により作成し、地域で安心して暮らせるよう支援体制の整備に努めます。 ○「立山町要援護者登録台帳」について、警察、消防、民生委員・児童委員、区長等の地域住民の協力を得て整備を進めるとともに、家族にも支援者等の情報を共有し、理解を得ることで、災害時の避難支援体制の整備を進めます。 ○本町では、指定済みである2か所の福祉避難所（立山町元気交流ステーション、竜ヶ浜荘）のほか、令和6年10月末に整備を予定している防災センターにおいて、庁内の関係各課と連携し障がいのある人を受け入れる身近で使いやすい避難スペースの確保に努めます。 ○障がいのある人が災害時に適切な情報を入手でき、迅速に避難できるよう、支援の強化に努めます。 ★各地区で個別避難計画を策定しており、安全・安心に避難できるよう、支援の強化に努めます。	健康福祉課 総務課
②防犯体制の確立	★防犯パトロールなどを実施し、地域安全活動を推進します。	住民課
③防災・防犯意識の普及・啓発	○障がいのある人やその家族に対し、防災・防犯対策に関する知識の普及や啓発に努めるとともに、消費者トラブルの防止に努めます。	住民課

第5章 第7期立山町障がい福祉計画

1 第7期立山町障がい福祉計画の基本的な考え方

第7期立山町障がい福祉計画は、「障害者総合支援法」で定める「全ての国民が障害の有無にかかわらず等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との理念を実現するため、障害者総合支援法第88条に基づき、令和6年度から3年間を計画期間として策定する「市町村障害福祉計画」です。地域に必要な「障がい福祉サービス」「相談支援」及び「地域生活支援事業」の拡充と提供体制の確保するための実施計画で、以下の8つの基本的方針を定め、障がい福祉サービスの基盤整備を推進していきます。

(1) 訪問系サービスの充実

障がいのある人が地域で生活していくため、訪問系サービスのさらなる充実に努めます。

(2) 日中活動系サービスの充実

障がいのある人が地域で自立した日常生活や社会生活を営むため、希望する日中活動系サービスのさらなる充実に努めます。

(3) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

地域における居住の場としてグループホームの充実に努めるとともに、地域生活支援拠点の整備と機能の充実に努めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援及び就労定着支援事業等の推進により、障がいのある人の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進めます。

(5) 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する人に対する支援体制の充実

強度行動障がいや高次脳機能障がいのある人に対して、障がい福祉サービス等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備に努めます。

（６）依存症対策の推進

アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策については、依存症に対する誤解及び偏見を解消するための普及啓発等、地域において様々な関係機関が密接に連携して依存症患者等及びその家族に対する支援を行います。

（７）相談支援体制の整備・充実

障がいのある人が地域において自立した日常生活や社会生活を営むために、障がい福祉サービスの提供体制を確保するとともに、サービス等の適切な利用ができるよう相談体制の整備・充実に努めます。

（８）障がい児支援体制の整備

教育、保育等の関係機関、サービス提供事業者と連携し、障がいのある子どもとその家族に対して、支援体制の整備に努めます。また、発達障がい等、それぞれの障がい特性に応じた専門的な支援が提供されるよう、関係機関との連携により十分なサービス提供体制の充実に努めます。

2 成果目標の達成状況

第6期立山町障がい福祉計画において定めた成果目標に対する達成状況について以下に示します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国の基本方針】

- 令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行する。
- 令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減する。

【現状の取り組み及び評価】

項目	第6期計画	実績 (令和4年度)	達成状況
施設入所者数	30人	32人	
【目標値】 令和5年度末の施設入所者削減数	1人	0人	未達成
【目標値】 令和4年度末における地域生活移行者数	2人	0人	未達成

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本方針】

- 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とする。
- 令和5年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数（65歳以上・未満）の目標値を設定する。
- 精神病床における早期退院率に関して、入院後3か月時点の退院率については69%以上、入院後6か月時点の退院率については86%以上及び入院後1年時点の退院率については92%以上とする。

【現状の取り組み及び評価】

項目	第6期計画	実績 (令和4年度)	達成状況
【目標値】 地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量	11人	11人	達成

項目	第6期計画	実績 (令和4年度)	達成状況
【目標値】 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	0回	未達成
【目標値】 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	15人	0人	未達成
【目標値】 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	達成

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

【国の基本方針】

- 地域生活支援拠点等について、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討する。

【現状の取り組み及び評価】

項目	第6期計画	実績 (令和4年度)	達成状況
【目標値】 地域生活支援拠点等の整備数	圏域で 1箇所	圏域で 1箇所	達成

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

【国の基本方針】

- 一般就労への移行者数を令和元年度の1.27倍以上にする。
うち 就労移行支援事業を通じた移行者数：1.30倍以上
就労継続支援A型を通じた移行者数：1.26倍以上
就労継続支援B型を通じた移行者数：1.23倍以上
- 就労定着支援事業利用者：一般就労移行者のうち、7割が利用する。
- 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所：7割以上とする。

【現状の取り組み及び評価】

項目	第6期計画	実績 (令和4年度)	達成状況
【目標値】 就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者	2人	2人	達成
【目標値】 就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち就労定着支援事業を利用する者	2人	2人	達成
【目標値】 就労定着支援事業の就労定着率	-	-	-

(5) 相談支援体制の充実・強化等

【国の基本方針】

- 令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。総合的・専門的な相談支援の項目では障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定する。

【現状の取り組み及び評価】

項目	第6期計画	実績 (令和4年度)	達成状況
【目標値】 基幹相談支援センター・委託相談支援事業等による地域の相談事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言や連携会議等の開催（回数／年）	12回／年	0回／年	未達成
【目標値】 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数（件数／年）	1件／年	0件／年	未達成

(6) 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築

【国の基本方針】

- 令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築する。

【現状の取り組み及び評価】

項目	第6期計画	実績 (令和4年度)	達成状況
【目標値】 県が実施する障害福祉サービス等に係る研修やその他の研修への参加人数	実施予定	0人	未達成
【目標値】 障害自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の会議等の実施	実施予定	体制無	未達成

3 第7期立山町障がい福祉計画の成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の 基本指針	●令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。 ●令和8年度末時点の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。
------------	--

【目標設定の考え方】

地域移行者数については、令和4年度末時点での施設入所者数は32人となっているため、本計画における目標値は、国の指針に基づいて算出される2人として設定します。

施設入所者数については、令和4年度末時点での施設入所者数を踏まえ、本計画における目標値は、国の指針に基づいて2人減少とし、30人として設定します。

指標	令和4年度 施設入所者数	令和8年度 目標
施設入所者の地域生活への移行者数	32人	2人
施設入所者数		30人

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針	●精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。 ●令和8年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数は、国の基本指針により推計される患者数を基本とする。 ●精神病床における退院率に関して、入院後3か月時点は68.9%以上、入院後6か月時点の退院率については84.5%以上及び入院後1年時点の退院率については91.0%以上とすることを基本とする。
--------	--

【目標設定の考え方】

本目標については、長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量を目録値として設定します。本町の基盤整備量は、10人とします。

指標	令和8年度 目標
地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量	10人

指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	圏域で1回	圏域で1回	圏域で1回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	15人	15人	15人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	1人	1人	1人
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	1人	1人	1人
精神障がい者の共同生活援助利用者数	3人	3人	3人
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	1人	1人	1人
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の利用者数	5人	5人	5人

(3) 地域生活支援の充実

国の 基本指針	●地域生活支援拠点等について、令和8年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討する。 ●令和8年度末までに、強度行動障がいをもつ者に関して、各市町村または圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。
------------	---

【目標設定の考え方】

地域生活支援拠点については、令和8年度までにその機能の充実に努めます。

また、強度行動障がいのある人に関しての支援体制の整備を進めます。

指標	令和8年度 目標
地域生活支援拠点等の整備	圏域で1箇所
地域生活支援拠点等の運営状況の検証・検討	圏域で1回実施
強度行動障がいをもつ者への支援体制の整備	圏域で1箇所

指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等の設置箇所数	圏域で 1箇所	圏域で 1箇所	圏域で 1箇所
コーディネーターの配置人数	圏域で 2人	圏域で 2人	圏域で 2人
地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数	1回	1回	1回

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の 基本指針	●一般就労への移行者数を令和3年度の1.28倍以上にする。 うち 就労移行支援事業を通じた移行者数：1.31倍以上 就労継続支援A型を通じた移行者数：1.29倍以上 就労継続支援B型を通じた移行者数：1.28倍以上 ●就労移行支援事業利用者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事務所：5割以上とする。 ●就労定着支援事業利用者：令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍。 ●就労定着率7割以上の就労定着支援事業所：2割5分以上とする。
--------------------	---

【目標設定の考え方】

福祉施設から一般就労への移行者、就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者の創出に努めます。

項目	令和8年度 目標
就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者	2人
うち就労移行支援事業を通じて一般就労に移行する者	0人
うち就労継続支援A型事業を通じて一般就労に移行する者	2人
うち就労継続支援B型事業を通じて一般就労に移行する者	0人
就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち就労定着支援事業を利用する者	1人

※ 一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合、就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合については、本計画中での整備は難しいと判断し、令和8年度時点では設定はしません。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

国の 基本指針	●令和8年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の強化及び関係機関等の連携の密接化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。 ●協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善を行う取り組みを行い、それらの取組に必要な協議会の体制を確保する。
--------------------	--

【目標設定の考え方】

基幹相談支援センター・委託相談支援事業等の総合的、専門的な相談支援を実施する体制の整備を進めていきます。

指標	令和8年度 目標
基幹相談支援センターの設置	圏域で1箇所

指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言の件数	0件	0件	4件
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	0件	0件	1件
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	0回	0回	1回
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	0人	0人	1人
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	4回	4回	4回
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討参加事業者・機関数	15者	15者	15者
協議会の専門部会の設置数	4個	4個	4個
協議会の専門部会の実施回数	20回	20回	20回

（６）障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築

国の基本指針	●令和８年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築する。
--------	--

【目標設定の考え方】

障がい福祉サービス等に係る研修会への参加や障害自立支援審査の支払結果を分析して、事業所や関係自治体と共有する会議等を実施し、障がい福祉サービス等の質の向上に努めます。

指標	令和６年度	令和７年度	令和８年度
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修やその他の研修への町職員の参加人数	１人	１人	１人
障害自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する回数	１回	１回	１回

4 障がい福祉サービスの実績及び見込量

障がいのある人が、身近な地域で必要なサービスを受け、生活することができる体制づくりが必要となっています。

第6期立山町障害福祉計画における実績より、今後見込まれる必要量を確保できるようサービス提供体制の充実及びサービスの質の向上に努めます。

〈見込量算出の考え方〉

利用実績、平均的な一人あたりの利用量などを勘定して、利用者数や量の見込みを設定しました。

（１）訪問系サービス

訪問系サービスは、主に在宅の人が利用するサービスで、居宅介護や重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援のサービスがあります。福祉施設や医療機関から地域へ移行することにより生じるサービス需要に応じ、適切な量のサービスを提供できるように努めます。

〈サービスの概要〉

サービス名	内 容
居宅介護	自宅で介護が必要な人に対し、入浴や排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護が必要な人を対象に、自宅において、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、援護を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動上の障がいがある人を対象に、外出時や外出の前後に危険を回避するために必要な支援を行います。
重度障害等包括支援	介護の必要度が著しく高い人に対し、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。

〈第6期における見込量に対する実績（1か月あたり）〉

サービス名	単位			令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	利用者数	人	見込	20	21	22
			実績	22	32	26
	利用量	時間	見込	102	103	104
			実績	120	123	129
重度訪問介護	利用者数	人	見込	1	2	1
			実績	0	0	0
	利用量	時間	見込	394	394	394
			実績	0	0	0
同行援護	利用者数	人	見込	1	1	1
			実績	1	2	2
	利用量	時間	見込	6	6	6
			実績	9	21	45
行動援護	利用者数	人	見込	0	0	0
			実績	0	0	0
	利用量	時間	見込	0	0	0
			実績	0	0	0

※ 単位の「時間」は月間総利用時間（「月間の利用人数」×「一人1か月当たりの平均利用時間」）

※ 令和5年度は実績から算出した推計値

〈第7期における見込量（1か月あたり）〉

サービス名	単位		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	利用者数	人	23	23	24
	利用量	時間	127	127	132
重度訪問介護	利用者数	人	1	1	1
	利用量	時間	360	360	360
同行援護	利用者数	人	3	3	3
	利用量	時間	40	40	40
行動援護	利用者数	人	1	1	1
	利用量	時間	15	15	15
重度障害等包括支援	利用者数	人	0	0	0
	利用量	時間	0	0	0

〈確保のための方策〉

訪問系サービスは、障がいのある人の地域生活を支えるために大変重要なサービスです。

今後も施設入所者や長期入院者の地域移行を努めていく中で、利用ニーズの増加が見込まれます。

福祉施設や医療機関から地域移行が進む中、個々の状態や家庭環境等に応じて生活に必要なサービスが適切に利用できるよう、サービス提供事業者の確保や充実に努めます。

重度の障がいがあっても地域で生活できるよう、障がい特性を理解したヘルパーの確保及びその質の向上について、サービス提供事業者に働きかけます。

（２）日中活動系サービス

日中活動系サービスは、「介護給付」として生活介護や療養介護、短期入所、「訓練等給付」として自立訓練や就労移行支援、就労継続支援のサービスがあります。障がいのある人が施設への通所等により生活支援や就労支援、社会参加などを促進するものです。また、家族の介護負担の軽減など、障がいのある人が在宅で生活する上で非常に大切な役割を果たしています。

〈サービスの概要〉

サービス名	内 容
生活介護	常に介護を必要とする人に対し、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定の期間、身体能力・生活能力の維持や向上のための歩行訓練や家事等の訓練を行います。また、日常生活上の相談支援や関係サービス機関等との連絡調整等の支援を行うなど、地域生活への移行に向けた支援を行います。
就労選択支援	障がいのある人の希望や能力・適正に応じて、就労先の選択への支援（就労アセスメント）を行うとともに、就労後に必要な配慮等を整理し、障がいのある人の就労を支援します。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（Ａ型）	一般企業での就労が困難な人に対し、雇用契約に基づく就労機会の提供や生産活動に必要な知識・能力向上のための訓練など、就労に向けた支援を行います。
就労継続支援（Ｂ型）	一般企業等の雇用に結びつかない人や一定年齢に達している人等に対し、雇用契約を結ばない就労機会の提供や生産活動に必要な知識・能力向上のための訓練など、就労に向けた支援を行います。

サービス名	内 容
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対して、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等への連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要な支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
福祉型短期入所	家で介護を行う人が病気等の場合に、障がいのある人を短期間障がい者支援施設等へ入所させ、施設で入浴や排せつ、食事の介護等をします。
医療型短期入所	家で介護を行う人が病気等の場合に、重症心身障がい児・者等の重い障がいのある人を短期間医療機関等へ入所させ、医療の管理のもとで入浴や排せつ、食事の介護等をします。

〈第6期における見込量に対する実績（1か月あたり）〉

サービス名	単位			令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	利用者数	人	見込	65	65	65
			実績	64	65	65
	利用量	人日分	見込	1,178	1,178	1,178
			実績	1,200	1,179	1,135
自立訓練 (機能訓練)	利用者数	人	見込	2	2	2
			実績	0	0	0
	利用量	人日分	見込	20	20	20
			実績	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	利用者数	人	見込	5	5	5
			実績	1	5	6
	利用量	人日分	見込	69	69	69
			実績	23	66	102
就労移行支援	利用者数	人	見込	7	7	7
			実績	6	6	6
	利用量	人日分	見込	115	115	115
			実績	80	87	91

サービス名	単位			令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援 (A型)	利用者数	人	見込	29	30	31
			実績	35	28	27
	利用量	人日分	見込	539	540	541
			実績	746	547	512
就労継続支援 (B型)	利用者数	人	見込	53	54	55
			実績	60	63	65
	利用量	人日分	見込	983	1,033	1,085
			実績	1,130	1,197	1,173
就労定着支援	利用者数	人	見込	1	1	1
			実績	1	0	2
療養介護	利用量	人	見込	6	6	6
			実績	7	0	7
短期入所 (福祉型)	利用者数	人	見込	5	5	5
			実績	3	5	5
	利用量	人日分	見込	30	30	30
			実績	13	17	14
短期入所 (医療型)	利用者数	人	見込	1	1	1
			実績	0	0	1
	利用量	人日分	見込	1	1	1
			実績	0	0	0

※ 単位の「時間」は月間総利用時間（「月間の利用人数」×「一人1か月当たりの平均利用時間」）

※ 令和5年度は実績から算出した推計値

〈第7期における見込量（1か月あたり）〉

サービス名	単位		令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	利用者数	人	65	65	65
	利用量	人日分	1,183	1,183	1,183
自立訓練 （機能訓練）	利用者数	人	1	1	1
	利用量	人日分	10	10	10
自立訓練 （生活訓練）	利用者数	人	5	5	5
	利用量	人日分	85	85	85
就労選択支援	利用者数	人	—	0	1
就労移行支援	利用者数	人	6	6	6
	利用量	人日分	90	90	90
就労継続支援 （A型）	利用者数	人	27	27	27
	利用量	人日分	540	540	540
就労継続支援 （B型）	利用者数	人	68	68	68
	利用量	人日分	1,200	1,200	1,200
就労定着支援	利用者数	人	2	2	2
療養介護	利用者数	人	7	7	7
短期入所 （福祉型）	利用者数	人	5	5	5
	利用量	人日分	17	17	17
短期入所 （医療型）	利用者数	人	1	1	1
	利用量	人日分	2	2	2

〈確保のための方策〉

日中活動系サービスについては、障がいのある人の生活の場として重要な場所です。住み慣れた地域で、障がいの程度や状況に応じて必要なサービスを利用できるように、サービス提供体制の整備に努めます。なお、就労選択支援については令和7年10月から施行されるサービスであるため、令和7年度からの利用者数を見込んでいます。

障がいのある人の適正や能力に応じた就労の機会や場を確保するため、ハローワークなどの関係機関や相談支援事業所、企業との連携のもとに就労支援事業の強化に努めます。また、就労後も相談を通じて企業や関係機関との連絡調整や課題解決に向けた支援を行えるような支援体制の構築に努めます。

特別支援学校の卒業生の進路確保のため、身近な場所で個々のニーズに応じたサービスを受けることができるよう、相談支援事業所や関係機関との連携を強化します。

（３）居住系サービス

居住系サービスは、主として夜間の住まいの場を提供するサービスで、自立生活援助や共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援があります。

〈サービスの概要〉

サービス名	内 容
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた人で、一人暮らしをする人に対し、定期的な居宅訪問、情報提供及び助言など必要な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	地域生活を営む上で支援を必要とする人に、夜間や休日、共同生活の場において、家事等の日常生活上の支援や相談支援を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日において、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

〈第６期における見込量に対する実績（１か月あたり）〉

サービス名	単位			令和３年度	令和４年度	令和５年度
自立生活援助	利用者数	人	見込	1	1	1
			実績	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数	人	見込	25	25	25
			実績	22	25	25
施設入所支援	利用者数	人	見込	31	31	30
			実績	32	32	32

※ 単位の「時間」は月間総利用時間（「月間の利用人数」×「一人１か月当たりの平均利用時間」）

※ 令和５年度は実績から算出した推計値

〈第７期における見込量（１か月あたり）〉

サービス名	単位		令和６年度	令和７年度	令和８年度
自立生活援助	利用者数	人	0	0	1
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数	人	25	25	25
施設入所支援	利用者数	人	30	30	30

〈確保のための方策〉

現在、町内には、「グループホーム」が6箇所あります。そのうちの1箇所は、障がいのある人と認知症高齢者が共に暮らせる「共生型グループホーム」であり、保護者の高齢化や障がいのある人の地域生活への移行を考慮し、支援を受けながら生活できる場を確保するものです。今後もグループホームなど町内における必要な量の確保に努めます。

また、障がいの状況や地域での自立した生活が困難な人が安心して暮らせるよう、必要に応じて施設入所支援等を行います。

（４）相談支援

計画相談支援は、障がい福祉サービスの利用を含め、障がいのある人の生活をトータルで支援するための計画であるサービス等利用計画を作成し、円滑なサービス提供と自立した生活を実現するための支援です。

〈サービスの概要〉

サービス名	内 容
計画相談支援	障がい福祉サービスまたは地域相談支援の利用を希望するすべての障がいのある人に対し、適切なサービスが受けられるよう計画を作成し、サービス利用開始後も一定期間ごとに、モニタリングの実施等のきめ細かな支援を行います。
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している障がいのある人又は精神科病院等に入院している精神障がいのある人に対して、地域生活へ移行するための住居の確保や活動に関する相談、サービス事業所等への同行支援を行います。
地域定着支援	施設や病院から退所（院）した人や家族との同居から一人暮らしに移行した人など地域生活が不安定な人に対して、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性により生じた緊急事態に対する相談、緊急訪問等を行います。

〈第6期における見込量に対する実績（1か月あたり）〉

サービス名	単位			令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	利用者数	人	見込	31	32	33
			実績	39	61	42
地域移行支援	利用者数	人	見込	0	1	2
			実績	0	0	0
地域定着支援	利用者数	人	見込	0	1	2
			実績	0	0	0

※ 単位の「時間」は月間総利用時間（「月間の利用人数」×「一人1か月当たりの平均利用時間」）

※ 令和5年度は実績から算出した推計値

〈第7期における見込量（1か月あたり）〉

サービス名	単位			令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	利用者数	人		40	40	40
地域移行支援	利用者数	人		0	0	1
地域定着支援	利用者数	人		0	0	1

〈確保のための方策〉

相談支援事業者の協力や関係機関との連絡を密にして、計画相談支援のスムーズな提供を目指します。

また、利用者の意向を尊重し、一人ひとりの状況に応じたサービス支給決定が行われるよう、相談支援専門員の質の向上に努めます。

滑川・中新川障害者地域自立支援協議会において障がいのある人の生活課題の解決に向け、関係機関との連携強化に努め、相談支援の質の向上に努めます。今後も障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、就労等各種サービスの提供について、総合的に調整し連携していきます。

5 地域生活支援事業の実績及び見込量

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第 77 条の規定に基づき、障がいのある人が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、町が実施主体となり、地域の特性や障がいのある人の状況に応じて、柔軟に取り組む事業です。

第 6 期立山町障害福祉計画における実績より、今後見込まれる必要量を確保できるよう、事業提供体制の充実及び事業の質の向上に努めます。

(1) 必須事業

〈事業の概要〉

サービス名	内 容
理解促進研修・啓発事業	地域社会の住民に対して障がいのある人や依存症の人等に対する理解を深めるための研修・啓発を行います。
自発的活動支援事業	障がいのある人等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対して支援を行います。
相談支援事業	相談支援機能強化のため、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門職員を配置します。
成年後見制度利用支援事業	障がいのある人の権利擁護のため、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がいのある人または精神障がいのある人に対し、成年後見制度の利用を支援します。
成年後見制度法人後見支援事業	障がいのある人の権利擁護のため、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいによって意思疎通に支障がある人に対し、障がいのある人とその他の者の意思疎通を円滑にするため、手話通訳者等の派遣等を行います。
日常生活用具給付等事業	日常生活の便宜のため、重度の障がいのある人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付又は貸与を行います。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある人等の交流活動の促進、町広報活動などの支援者等として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成のための研修を行います。

サービス名	内 容
移動支援事業	地域において自立した生活や社会参加を促すため、屋外での移動が困難な障がいのある人等に対し、円滑に外出できるよう、移動の支援を行います。
地域活動支援センター	通所の施設で、障がいのある人の日中の憩いの場の提供や相談支援、創作的活動または生産的活動の機会の提供、社会との交流促進などを行います。

<第6期における見込量に対する実績>

事業名		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実施箇所数	利用件数	実施箇所数	利用件数	実施箇所数	利用件数
(1) 理解促進研修・啓発事業	見込	有		有		有	
	実績	有		有		有	
(2) 自発的活動支援事業	見込	無		無		無	
	実績	無		無		無	
(3) 相談支援事業							
①障害者相談支援事業	見込	2	—	2	—	2	—
	実績	0	—	0	—	0	—
基幹型相談支援センターの設置の有無	見込	無		無		無	
	実績	無		無		無	
②基幹型相談支援センター等機能強化事業	見込	無		無		無	
	実績	無		無		無	
③住宅入居等支援事業	見込	無		無		無	
	実績	無		無		無	
(4) 成年後見制度利用支援事業	見込	—	0	—	0	—	0
	実績	—	1	—	0	—	0
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	見込	無		無		無	
	実績	無		無		無	
(6) 意思疎通支援事業							
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	見込	—	22	—	22	—	22
	実績	—	40	—	21	—	18
手話通訳者設置事業	見込	0	—	0	—	0	—
	実績	0	—	0	—	0	—

事業名		令和3年度		令和4年度		令和5年度		
		実施箇所数	利用件数	実施箇所数	利用件数	実施箇所数	利用件数	
(7) 日常生活用具給付等事業								
①介護・訓練支援用具	見込		0		0		0	
	実績		0		0		0	
②自立生活支援用具	見込		3		3		3	
	実績		3		2		2	
③在宅療養等支援用具	見込		1		1		1	
	実績		2		1		1	
④情報・意思疎通支援用具	見込		1		1		1	
	実績		3		3		4	
⑤排泄管理支援用具	見込		506		507		508	
	実績		536		533		543	
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	見込		1		1		1	
	実績		0		0		0	
(8) 手話奉仕員養成研修事業		見込	—	0	—	0	—	0
		実績	—	0	—	0	—	0
(9) 移動支援事業	人数	見込	—	1	—	1	—	1
		実績	—	2	—	2	—	2
	時間	見込	—	8	—	8	—	8
		実績	—	61	—	86	—	169
(10) 地域活動支援センター 機能強化事業		見込	1	12	1	12	1	12
		実績	1	12	1	12	1	12

※ 令和5年度は実績から算出した推計値

<第7期における見込量>

事業名		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
		実施箇所数	利用件数	実施箇所数	利用件数	実施箇所数	利用件数
(1) 理解促進研修・啓発事業		有		有		有	
(2) 自発的活動支援事業		無		無		無	
(3) 相談支援事業							
①障害者相談支援事業		4	—	4	—	4	—
基幹型相談支援センターの設置の有無		無		無		有	
②基幹型相談支援センター等機能強化事業		無		無		無	
③住宅入居等支援事業		無		無		無	
(4) 成年後見制度利用支援事業		—	1	—	1	—	1
(5) 成年後見制度法人後見支援事業		無		無		無	
(6) 意思疎通支援事業							
手話通訳者・要約筆記者派遣事業		—	30	—	30	—	30
手話通訳者設置事業		0	—	0	—	0	—
(7) 日常生活用具給付等事業							
①介護・訓練支援用具			1		1		1
②自立生活支援用具			3		3		3
③在宅療養等支援用具			1		1		1
④情報・意思疎通支援用具			1		1		1
⑤排泄管理支援用具			540		540		540
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)			1		1		1
(8) 手話奉仕員養成研修事業		—	0	—	0	—	0
(9) 移動支援事業	人数	—	2	—	2	—	2
	時間	—	60	—	60	—	60
(10) 地域活動支援センター機能強化事業		1	13	1	13	1	13

〈確保のための方策〉

- 理解促進研修・啓発事業については、イベント開催時などに障がい者事業所による商品の販売やパンフレットの配布などを行うことにより、障がいのある人や新たに依存症の人への理解を促進します。
- 相談支援事業については、「新川会地域生活相談室」や「地域生活支援センター自然房」の協力を得て実施しています。相談窓口の周知に、より一層努めるとともに、各種相談に応じ、サービス利用に関する連絡調整を行います。また、障がいのある人を地域全体で支えるため、滑川・中新川障害者地域自立支援協議会において地域の課題を検討し、施策に反映させるよう努めます。
- 成年後見制度利用支援事業については、「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」を踏まえ、制度の理解と周知に努め、利用が必要な障がいのある人に対し必要な支援に努めます。
- 意思疎通支援事業については、「社会福祉法人富山県聴覚障害者協会」の協力を得て、聴覚に障がいのある人などに対し、手話通訳者等を派遣することにより、意思疎通の円滑化に努めます。また、今後も広報等を通じた事業の周知に努めます。
- 日常生活用具給付等事業については、利用希望者の把握に努めるとともに、日常生活の質の向上に努めることができるよう、障がいの特性に合わせた適切な給付を行います。
- 移動支援事業については、利用希望者のニーズに対応するため、サービス提供事業者の確保及び適正な事業の実施に努めます。
- 地域活動支援センター機能強化事業については、地域において自立した生活を送るため、居場所の提供や日常生活支援、創作・生産活動を通じて、障がいのある人が働く場の確保や社会との交流の促進に努める役割を持つ「地域生活支援センター自然房」に対し、引き続き支援を行っていきます。

(2) 任意事業

<事業の概要>

区分	内容
日中一時支援事業	障がいのある人等の日中における活動の場を提供し、障がいのある人等の家族の就労支援や障がいのある人等を日常的に介護している家族の休息につなげられるよう、支援します。
社会参加支援事業	障がいのある人が、趣味・スポーツ等を通じた交流やふれあいにより、生きがいをもった生活が送れるよう、各種イベントや教室の開催を支援します。

<第6期における見込量に対する実績（1か月あたり）>

事業名		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実施箇所数	利用件数	実施箇所数	利用件数	実施箇所数	利用件数
日中一時支援事業	見込	6	7	6	7	6	7
	実績	12	12	12	12	12	12
社会参加支援事業※	見込	5	190	5	194	5	198
	実績	1	5	1	5	1	5

※ 社会参加支援事業について、見込は参加人数、実績はイベント等の開催数

<第7期における見込量>

事業名		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
		実施箇所数	利用件数	実施箇所数	利用件数	実施箇所数	利用件数
日中一時支援事業		12	216	12	216	12	216
社会参加支援事業		1	5	1	5	1	5

<確保のための方策等>

- 日中一時支援事業については、介護者の負担軽減等を目的とした日中の一時的な見守りの事業です。利用者の目線に立ち、町内や町外における柔軟な利用ができるよう、サービス提供事業者の確保に努めるとともに、適切なサービス提供体制の充実に努めます。
- 社会参加支援事業については、引き続き関係機関と連携の上、実施していきます。スポーツ交流、写真教室、料理教室等を通じて地域の人々との交流が深められるよう内容の一層の充実に努めるとともに、広く事業の周知に努めます。
- 必要な人にサービスが行き届くよう町ホームページ等を利用し、周知に努めます。

第6章 第3期立山町障がい児福祉計画

1 第3期立山町障がい児福祉計画の基本的な考え方

本計画は、障がい者施策の総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画である障がい者計画の実施計画にあたるもので、児童福祉法第33条の20（平成30年4月1日施行）を根拠として、障がいのある子どもの健やかな育成のための発達支援に向けたサービス提供体制の計画的な構築を目的として策定します。サービス提供体制の確保に向け、今後滑川・中新川圏域で設置を調整している児童発達支援センターを中心とした地域支援体制の構築や、ライフステージに応じた切れ目の無い支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援を検討していきます。

2 成果目標の達成状況

第2期立山町障がい児福祉計画において定めた成果目標に対する達成状況について、以下に示します。

（1）障害児支援の提供体制の整備等

【国の基本方針】

- 令和5年度までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。（市町村単独での設置が困難な場合圏域での設置）
- 全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。
- 各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

【現状の取り組み及び評価】

項目	第2期計画	実績 (令和4年度)	達成状況
【目標値】 児童発達支援センターの設置	圏域で1箇所	圏域で1箇所	達成
【目標値】 保育所等訪問支援の充実	整備済	整備済	達成

項目	第2期計画	実績 (令和4年度)	達成状況
【目標値】 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	2箇所 (児童発達支援事業所×1、 放課後等デイサービス×1)	3箇所 (児童発達支援事業所×1 放課後等デイサービス×2箇所)	達成
【目標値】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	圏域で1箇所	圏域で1箇所	達成
【目標値】 医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置	1人	1人	達成

(2) 発達障がい者等への支援

【国の基本方針】

- パARENTトレーニングやパARENTプログラム等の支援プログラム等の受講者数、パARENTメンターの人数、ピアサポート活動への参加人数について、それぞれ見込を設定する。

【現状の取り組み及び評価】

項目	第2期計画	実績 (令和4年度)	達成状況
【目標値】 パARENTトレーニングやパARENTプログラム等の支援プログラム等の受講者数	3人	6人	達成
【目標値】 パARENTメンターの人数	1人	0人	未達成
【目標値】 ピアサポートの活動への参加人数	1人	0人	未達成

3 第3期立山町障がい児福祉計画の成果目標

(1) 障がい児支援の提供体制の整備等

国の 基本指針	●令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置する。 ●令和8年度末までに、全ての市町村において保育所等訪問支援等を活用しながら障がい児の地域社会への参加・包容の推進体制を構築する。 ●令和8年度末までに、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保する。 ●令和8年度末までに、重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保する。 ●令和8年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける。 ●令和8年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。
--------------------	---

指標	令和8年度 目標
児童発達支援センターの設置	圏域で1箇所
障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築	構築済
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等の設置数	圏域で1箇所
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	圏域で1箇所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	圏域で1箇所
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	圏域で1人

指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数	圏域で1箇所	圏域で1箇所	圏域で1箇所

(2) 発達障がい者等への支援

国の 基本指針	●ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数、ペアレントメンターの人数、ピアサポート活動への参加人数について、それぞれ見込を設定する。
------------	---

指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者（保護者）数	3人	3人	3人
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者（支援者）数	1人	1人	1人
ペアレントメンターの人数	2人	2人	2人
ピアサポートの活動への参加人数	3人	4人	5人

4 障がい児福祉サービスの実績及び見込量

第2期立山町障害児福祉計画における実績より、今後見込まれる必要量を確保できるようサービス提供体制の充実及びサービスの質の向上に努めます。

〈サービスの概要〉

サービス名	内 容
児童発達支援	未就学の障がいのある子どもに対し、児童発達支援センター等において、日常生活における基本的な動作の指導、自立生活に必要な知識技能の付与または集団生活への適応のための訓練、治療（リハビリテーション）等を提供します。
放課後等デイサービス	就学している障がいのある子どもに対し、授業の終了後または休業日に児童発達支援センター等において、生活能力の向上のための必要な訓練の実施や社会との交流の促進を行います。
保育所等訪問支援	保育所、幼稚園、小学校等に通う障がいのある子どもに対し、当該施設を訪問し、当該施設に通う障がいのある子ども以外の児童との集団生活に適応できるよう、専門的な支援等を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能に障がいのある子どもに対し、児童発達支援や治療を行います。 ※ 令和6年度より児童発達支援に一元化されます
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいのある子ども等であって、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がいのある子どもに対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
障害児相談支援	障がい児通所支援の利用を希望する障がいのある子どもに対し、障害児支援利用計画を作成し、障がい児通所支援開始後も一定期間ごとにモニタリングの実施等の支援を行います。

〈第2期における見込量に対する実績（1か月あたり）〉

サービス名	単位			令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	利用者数	人	見込	3	3	3
			実績	8	8	9
	利用量	人日分	見込	10	10	10
			実績	30	64	60
放課後等 デイサービス	利用者数	人	見込	32	33	34
			実績	29	33	34
	利用量	人日分	見込	293	311	329
			実績	313	290	309
保育所等訪問 支援	利用者数	人	見込	0	0	1
			実績	0	0	1
	利用量	人日分	見込	0	0	1
			実績	0	0	1
医療型 児童発達支援	利用者数	人	見込	0	0	1
			実績	0	0	0
	利用量	人日分	見込	0	0	1
			実績	0	0	0
居宅訪問型児童 発達支援	利用者数	人	見込	0	0	1
			実績	0	0	0
	利用量	人日分	見込	0	0	1
			実績	0	0	0
障害児相談支援	利用者数	人	見込	5	6	7
			実績	5	5	11

※ 単位の「時間」は月間総利用時間（「月間の利用人数」×「一人1か月当たりの平均利用時間」）

※ 令和5年度は実績から算出した推計値

〈第3期における見込量（1か月あたり）〉

サービス名	単位		令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	利用者数	人	5	5	5
	利用量	人日分	40	40	40
放課後等 デイサービス	利用者数	人	33	33	33
	利用量	人日分	330	330	330
保育所等訪問 支援	利用者数	人	1	1	1
	利用量	人日分	1	1	1
居宅訪問型児童 発達支援	利用者数	人	0	0	1
	利用量	人日分	0	0	1
障害児相談支援	利用者数	人	5	5	5

〈確保のための方策等〉

本町には、児童発達支援や放課後等デイサービスの事業所があります。

外出が著しく困難な重度の障がいのある児童に対し、居宅訪問により発達支援を提供する居宅訪問型児童発達支援については、サービス提供を行う事業所の確保に努めます。

障がいのある子どもやその保護者の状況に応じ、町内だけでなく広域的にきめ細かな支援を受けることができるよう支援します。

障害児相談支援については、必要とされる障がい福祉サービス等を提供するため、相談支援事業者と連携し、事業の推進に努めます。

滑川・中新川障害者地域自立支援協議会「こども支援部会」において作成した、「発達支援ガイド」の活用等により、療育を受けられる場の情報提供、サービスの円滑な利用に向けた実施体制の整備及び関係機関との連携の強化に努めます。

第7章 計画の推進体制

1 計画の推進

本計画は、福祉分野のみならず保健、医療、教育、就労、生活環境等、幅広い分野におよぶため、庁内関係部局との連携に努めるとともに、障がいのある人のニーズの変化に対応した取り組みを、効果的に推進していきます。

2 関係機関との連携

地域全体で障がいのある人を支えるという観点から、地域住民や町、町社会福祉協議会、関係団体、滑川・中新川障害者地域自立支援協議会、サービス提供事業所など地域におけるネットワークの構築及び強化に努めます。

また、国や県、障害保健福祉圏域の市町村、滑川・中新川障害者地域自立支援協議会等との連携及び協働のもと、施策を推進します。

3 計画の進行管理

障害者総合支援法第88条の2には、「町は障害福祉計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは計画の変更等の措置を講じること」と規定されています。この規定の考え方（PDCAサイクル）に基づき、本町は、計画の策定を行い（Plan）、その内容を実施し（Do）、実績の把握及び評価（Check）の上、次の目標への反映及び改善（Act）を行っていきます。また、評価の際には、滑川・中新川障害者地域自立支援協議会等の意見聴取や本町のニーズ等を把握し、より実情にあった計画にしていきます。

資料編

1 策定の経過

年月日		内容
令和5年	9月5日～ 9月29日	関係団体・事業所ヒアリング調査の実施
	12月21日	第1回 立山町障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定委員会
令和6年	1月16日～ 1月25日	パブリックコメントの実施
	2月16日	第2回 立山町障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定委員会

2 立山町障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画 策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 障害者の総合的福祉施策の推進に関する立山町障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定を目的として、立山町障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(令5告示95・一部改正)

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 立山町障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画を策定すること。
- (2) その他委員会の目的を達成するために必要な事項

(令5告示95・一部改正)

(組織及び委員の任期)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、町長が委嘱する。

3 委員の任期は、委員会の目的達成をもって終了するものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定めるものとする。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、委員長の職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、会議の内容に関係のある者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年2月1日から施行する。

附 則(令和5年告示第95号)

この告示は、公表の日から施行する。

3 立山町障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画 策定委員会委員名簿

(敬称略、順不同)

役 職	氏 名	役 職 名
委 員	荻 沢 正 明	滑川公共職業安定所所長
委 員	碓 井 裕 子	社会福祉法人むつみの里統括施設長
委 員	池 田 あゆみ	でこぼこ保護者会
委 員	金 山 彰	立山町手をつなぐ育成会会長
委 員	蔵 林 誠	立山町民生委員児童委員協議会会長
委 員	中 川 伸 治	社会福祉法人新川会相談室室長
委 員	大 岩 久 七	立山町社会福祉協議会会長
委 員	中 嶋 範 子	ほまれの家立山店サービス管理責任者
委 員	小 倉 憲 一	富山県中部厚生センター所長
委 員	古 川 義 昭	立山町身体障害者協会会長
委 員	富 田 久美子	社会福祉法人新川会雷鳥苑施設長
委 員	岡 部 彰 人	かみいち総合病院神経精神科診療部長
委 員	松 井 恵 美	キッズハウスのぞみ児童発達支援管理責任者
委 員	尾 崎 斉	立山区域小学校長会会長

氏 名	役 職 名
青 木 正 博	立山町健康福祉課 課長
米 谷 隆	立山町健康福祉課 課長補佐・障害福祉係長
築 瀬 幸 江	立山町健康福祉課 主任保健師
田 中 幸 生	立山町教育課 課長補佐

4 滑川・中新川障害者地域自立支援協議会の概要

会 議 名	滑川・中新川障害者地域自立支援協議会
設置主体	滑川市、立山町、上市町及び舟橋村の共同設置
設置目的	障害者が地域で安心して生活できるように支援し、自立と参加を図るため、保健・医療・福祉・教育・就労等各種サービス提供について総合的に調整し、連携することを目的とする。
事業内容	(1)関係者による訪問・相談活動等を通じ、障害者のニーズ、各種サービスの充足状況及び問題点の把握を行う。 (2)障害を理由とする差別に関する相談事案の情報共有・協議を通じた事案解決の取組に関すること。 (3)医療的ケアが必要な児童及びその家族への支援について協議すること。 (4)その他、障害者福祉の推進のため必要な事業を行う。
委 員	協議会の委員は、次の各号に掲げる者を選出する。 (1)保健・医療機関を代表する者 (2)障害福祉サービス事業者を代表する者 (3)関係行政機関の職員 (4)障害者を代表する者
任 期	2年

※滑川・中新川障害者地域自立支援協議会規約より

5 滑川・中新川障害者地域自立支援協議会組織図

自立支援協議会

協議会（代表者会議）	
役 割	◇運営会議や専門部会からの報告を受け、地域課題や施策提案について確認します。 ◇協議会としての意見をまとめ、政策へ提言していきます。 ◇障害者福祉計画の進捗状況等について確認します。
構 成	協議会委員（任期2年）
開 催	年1～2回

運 営 会 議	
役 割	◇専門部会からの報告を受け、地域課題を把握します。 ◇地域課題の優先順位を決定し、解決のための方策を協議します。 ◇相談支援事業者の運営評価を行います。
構 成	協議会委員（任期2年）
開 催	年1～2回

医療的ケア児 支援関係 機関会議

開 催	構 成	役 割
年1～2回	事務局、地域の保健・福祉・保育・教育・医療関係者	◇医療的ケア児の適切な支援を図るための方策を協議します。 ◇関係機関の相互の課題や情報を共有します。

専 門 部 会			
役 割	◇部会を構成する機関が関わっている事例から、地域のニーズや地域課題を抽出します。 ◇不足している社会資源の改善や開発、必要な施策について検討します。 ◇課題を同じくする関係機関が情報を交換し、サービスの質を向上させます。		
構 成	事務局、地域の保健・医療・福祉・教育・就労関係者		
開 催	部会ごとに年2～12回		
相談支援部会	就労・日中活動支援部会	地域生活支援部会	こども支援部会
◇相談支援、計画相談に関する協議 ◇障害福祉サービスや社会資源に関する協議 ◇福祉施策の整備に向けての実務者協議（地域生活支援拠点等の整備） ◇困難事例の共有、対応についての協議 ◇相談支援専門員の研修会に関する協議 など	◇就労への支援・定着についての協議 ◇日中活動サービスの質の向上に関する協議 ◇所得や工賃の向上に関する意見交換 など	◇親亡き後等の生活を支えるためのサービスについての協議 ◇障害・介護・医療の連携に関する協議 ◇災害時支援に関する協議 ◇地域住民の障害理解に関する協議 など	◇教育・保健・福祉の連携体制の確立 ◇学校卒業時の円滑な地域移行 ◇社会資源の改善・開発 ◇当事者団体の組織化支援 など

開 催	構 成
滑川市、立山町、上市町及び舟橋村	協議会全般の事務を行います。

事 務 局

個別の支援会議	
役 割	関係者が集まって、障害のある人の問題解決や自己実現のための方法を考えます。
構 成	本人、家族、相談支援者、サービス事業所などの関係者により、随時開催されます。

6 管内のサービス事業所一覧

事業所名	所在地	電話番号	FAX番号
滑川市社会福祉協議会	滑川市寺家町 104	076-475-7000	076-475-9671
特別養護老人ホーム 清寿荘	滑川市赤浜 573-1	076-475-3600	076-475-3959
つつじ苑	滑川市上小泉 412-2	076-475-9261	076-475-9261
よろこび滑川ケアセンター	滑川市瀬羽町 1874-5	076-476-5771	076-476-5772
あすなろ滑川	滑川市野町 1656	076-475-8095	076-475-8095
つくしの家滑川	滑川市北野 1081	076-477-2727	076-477-2828
あすなろ倶楽部	滑川市北野 905	076-471-6105	076-471-6108
ほまれの家 滑川店	滑川市常磐町 17-1	076-464-6881	076-482-3360
れいんぼーめぐり滑川分所	滑川市上小泉 1138-1	076-471-7291	076-471-7291
はなみずき	滑川市野町 1656-1	076-411-9229	076-411-9229
デイサービスあったかホーム	滑川市中川原 134	076-471-5608	076-471-5605
ほっぷ・すてっぷ滑川	滑川市田中新 97 サンワビル	076-471-5152	076-471-7988
四ツ葉園	上市町稗田字七郎谷 1-32	076-472-1118	076-472-5391
ニチイケアセンター上市	上市町神田 20-5	076-473-9156	076-473-9611
上市町ホームヘルプステーション	上市町湯上野 1176	076-473-9300	076-473-9388
ハッピーとやま上市ヘルパーセンター	上市町稗田 33-1	076-473-2858	076-473-3528
特別養護老人ホーム 常楽園	上市町舘 209	076-472-3993	076-472-6967
ワークハウス劔	上市町中江上 99-1	076-472-5119	076-472-5119
であい工房	上市町柳町 23	076-472-3607	076-472-3649
さつき苑	上市町湯上野 546	076-472-0666	076-472-3054
工房よつば	上市町稗田字七郎谷 1-32	076-472-1118	076-472-5391
いっぽいっぽ上市	上市町正印 154-1	076-472-3228	076-472-1731
新川会グループホーム	上市町堤谷 384	076-472-1118	076-472-5391
知的障害者グループホームお茶の間	上市町若杉 3 丁目 418	076-473-3313	076-473-2941
里の房	上市町西町 33	076-473-2500	076-472-3649
デイサービス元・気・楽	上市町丸山 11	076-473-3955	076-473-3988
TS ケア	上市町鍵町 69	080-2955-7385	076-478-5409
キッズハウスのぞみ上市	上市町森尻 481	076-481-6907	076-481-6917
立山町社協ホームヘルプステーション	立山町前沢 1169	076-462-8074	076-463-2334
やまの湯ヘルプステーション	立山町横江 7-1	076-483-8772	076-483-8687
ニチイケアセンター立山	立山町五百石 5-1 松林ビル 1 階	076-462-7010	076-462-3260

重度訪問介護 居宅介護	行動援護	同行援護	短期入所	生活介護	自立訓練		就労移行支援	就労継続A型	就労継続B型	共同生活 援助		障害者支援施設	児童発達支援	放課後等デイ
					機能 訓練	生活 訓練				介護サ ービス 包括型	外部サ ービス 利用型			
○	○													
			○											
				○					○					○
○		○							○					
				○					○				○	○
									○					
								○						
									○					
											○			
				○										○
													○	
			○	○								○		
○		○												
○		○												
○														
			○											
									○					
									○					
				○					○					
									○					
									○					
									○					
			○							○				
										○				
											○			
				○	○	○							○	○
○													○	○
○														
○														
○														

事業所名	所在地	電話番号	F A X 番号
虹の丘たてやま	立山町米沢 44-14	076-462-9366	076-463-5840
多機能型わくわくファームきらり	立山町上金剛寺 563	076-463-1377	076-463-1378
グループホームスクラム	立山町江崎 87-24	076-463-6156	
グループホームオリオン	立山町上金剛寺 563	076-463-6156	076-463-6156
雷鳥苑	立山町上金剛寺 210	076-462-1751	076-462-1736
赤いふうせんメルヘン	立山町前沢 2530-45	076-464-2888	076-464-2880
赤いふうせん富山型デイサービス	立山町前沢新町 163	076-462-0888	076-462-0777
赤いふうせんクレヨン	立山町前沢新町 301	076-464-3271	076-464-3279
赤いふうせんパステル放課後等デイサービス	立山町前沢 2743-5	070-3322-1860	076-461-5788
デイサービスいい茶家	立山町栃津 70	076-461-0022	076-461-0020
デイサービススマイルレーベル	立山町大石原 225	076-461-3270	076-461-3271
ほまれの家立山店	立山町利田 672-12	076-463-2311	076-482-5614
キッズハウスのぞみ立山	立山町江崎 107	076-461-6773	076-461-6746
舟橋村ホームヘルパーステーション	舟橋村仏生寺 55	076-464-1847	076-464-1558
特別養護老人ホーム ふなはし荘	舟橋村舟橋 58-1	076-462-9888	076-462-9777
デイサービスむらのなか	舟橋村東芦原 205	076-464-5432	076-464-5442
愛の家キッズ	舟橋村国重 159	076-464-5361	076-464-5362

重度訪問介護 居宅介護	行動援護	同行援護	短期入所	生活介護	自立訓練		就労移行支援	就労継続A型	就労継続B型	共同生活 援助		障害者支援施設	児童発達支援	放課後等デイ
					機能訓練	生活訓練				介護サービス 包括型	外部サービス 利用型			
			○											
				○			○		○					
										○				
			○											
				○					○					
				○	○	○							○	○
				○	○	○							○	○
										○				
														○
				○	○	○								
				○	○									
								○						
													○	○
○														
			○											
				○	○	○							○	○
													○	○

立山町障がい者計画（令和６年度～令和１１年度）・
第７期障がい福祉計画・第３期障がい児福祉計画
（令和６年度～令和８年度）

発 行	立山町
編 集	立山町健康福祉課
発行年月	令和６年３月
住 所	〒930-0221 富山県中新川郡立山町前沢 1169 番地
T E L	076-462-9957
F A X	076-462-9996